

令和2年第3回神崎町議会定例会

議事日程(第2号)

令和2年9月17日(木曜日) 午前10時00分開議

- 日程第1 認定第1号 令和元年度神崎町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第2 認定第2号 令和元年度神崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第3 認定第3号 令和元年度神崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 認定第4号 令和元年度神崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 認定第5号 令和元年度神崎町水道事業会計決算の認定について
- 日程第6 発議案第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について
- 日程第7 発議案第2号 国における2021年度教育費予算拡充に関する意見書について
- 日程第8 発議案第3号 建設従事者のアスベスト問題の早期救済・解決を求める意見書について
- 日程第9 発議案第4号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について
- 日程第10 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(10名)

1番	椿	等	君	2番	大原	秀雄	君
3番	高柳	智	君	4番	荒井	葉一	君

5番 鈴木 節子 君
7番 石橋 伸一 君
9番 石井 正夫 君

6番 木内 直樹 君
8番 高橋 正剛 君
10番 寶田 久元 君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 椿 等 君
教 育 長 椿 勇 君
総務課主幹 石井 達矢 君
まちづくり課長 金田 智 君
保健福祉課長 廣瀬 裕 君
会計管理者（出納室長） 明石 かほ 君

総務課長 久保木豊吉 君
町民課長 浅野 憲治 君
まちづくり課担当課長 鈴木 信成 君
教育課長 平野 悟 君

職務により出席した者

事務局長 高橋 誠一 君

書 記 花嶋 三永 君

◎開議の宣告

○議長（石橋 伸一君） おはようございます。9日に引き続き、会議を再開します。

ただ今の出席議員は10名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

（午前10時00分）

◎日程第1 認定第1号～日程第5 認定第5号の質疑、採決

○議長（石橋 伸一君） 日程第1 認定第1号から日程第5 認定第5号を議題とします。

令和元年度神崎町一般会計決算、3特別会計決算及び水道事業会計決算については、9日に提案され、10日と11日に各常任委員会で審査をしておりますので、委員会が担当した部門ごとに審議を進めていきたいと思っております。

発言者はマイクを自分のほうに向けて、はっきり発言をしてください。

最初に、総務文教委員長より総括質問の申し出がありますので、これを許します。

3番 高柳総務文教常任委員長。

○3番 総務文教常任委員長（高柳 智君） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、総務文教常任委員会に係る総括質問を行います。

総務文教常任委員会は、去る9月10日に、町長をはじめとする町執行部に出席をいただき、当委員会所管の令和元年度決算審査を行いました。担当課の説明を受け、質疑を行い、慎重に審査した結果を総括して質問を行います。

まず、総務課所管です。

予算措置がされておられません子ども・子育て支援臨時交付金の内容について詳しく教えてください。

森林環境譲与税の内容を詳しく説明してください。

財産収入の主なものを教えてください。

公共施設整備基金の今後の目標額及び対象施設等を教えてください。

続きまして、町民課です。

地籍図関連で、デジタルオルソデータとはどういうもので、何に利用するのでしょ

うか。

コンビニ収納の収納状況について説明してください。

インターネット公売の詳細を、金額を含めて説明してください。

家屋評価システムとはどのようなものでしょうか。

町内の不法投棄の状況及びその対処方法について、私有地を含めて説明してください。

今年の台風の際、臨時ごみ集積所のごみの量及び費用はどのくらいだったでしょうか。

不燃ごみの量は減っているのに、負担金が1割以上増えているのはなぜですか。

重症化予防事業に係る医療費分析とは、どのようなことをしたのでしょうか。

短期人間ドック補助金の検査対象や指定病院等はあるのでしょうか。

国保税の資産割を廃止しましたが、近隣市町村の状況をご説明してください。

1人当たりの年間医療費が大幅に増加しておりますが、その理由は何が考えられますか。

最後に、教育委員会です。

新しく雇用した言語指導員とはどのようなことをするのでしょうか。

昨年、指定しました町文化財は、どのような経緯で、また、指定要件等はあるのでしょうか。

町民体育館のアスベスト分析調査の結果はどうだったのでしょうか。

現在は、給食食材の放射線検査は実施しているのでしょうか。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（石橋 伸一君） これより答弁を求めます。

久保木総務課長。

○総務課長（久保木 豊吉君） それでは、総務文教常任委員会総括質問の総務課所管についてお答えさせていただきます。

予算措置がされていない、子ども・子育て支援臨時交付金の内容について、詳しく教えてくださいというご質問ですが、令和元年10月に開始されました国の幼児教育・保育の無償化については、消費税率10%への引上げによる増収分の使い道を見直すことにより、必要な地方財源を確保することとされております。ただし、初年度の令和元年度は、消費税率の引上げに伴う地方の増収がわずかであることから、地方負担分を措置する子ども・子育て支援臨時交付金を創設し、全額国費により対応するというものでございます。

歳入予算措置につきましては、交付決定が3月ということで、補正の予算措置が計上間に合わず、措置ができなかったということでございます。

なお、交付額の算定につきましては、交付総額を幼児教育・保育の無償化の実施により増大する各地方公共団体における負担相当額により案分して得た額とされておりまして、各所得階層ごとの児童数等に国が定めた負担単価を乗じること等により算出されております。

続いて、森林環境譲与税の内容について詳しく説明してくださいというご質問です。

森林環境譲与税につきましては、令和元年度に新たに創設されました地方譲与税で、主な用途につきましては、間伐などの森林整備、林業関係の人材育成や担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発などに充てることになっております。

また、森林環境譲与税の財源につきましては、譲与税特別会計における借入金により対応し、その借入金は、令和6年度から新たに課税される森林環境税の一部を償還することとなっております。

なお、令和元年度の本町への森林環境譲与税は約40万円ということで、少額であったため、その一部を事務費に充当し、残りの約30万円は、新たに創設しました森林環境整備基金に積立てを行いました。今後も一定額まで基金への積立てを行いつつ、森林整備などに向けた事業計画の策定を行ってまいります。

次からは、主幹から答弁させていただきます。

○議長（石橋 伸一君） 石井総務課主幹。

○総務課主幹（石井 達矢君） それでは、財産収入の主なものについてお答えいたします。

財産収入の主なものは、町有地・町有施設貸付け収入となっております。かとり農協へ小松地先の町有地を貸し付けているほか、携帯電話基地局のアンテナや自動販売機の設置などによる貸付け収入を得ております。

なお、アンテナ施設は2基、自動販売機については7台分が設置されております。

続いて、公共施設整備基金の今後の目標額及び対象施設についてお答えいたします。

平成30年度に創設しました公共施設整備基金ですが、令和元年度末で約2億3,000万円を積み立てております。今後の目標額につきましては、神崎町公共施設等総合管理計画における将来推計で、令和18年度からの10年間で30億円の財源不足が生じるとされており、適切なメンテナンスや長寿命化を図ることで、半額の15億円を圧縮または先送りさせつつ、残りの15億円を令和17年度末までに基金へ積み立てることを目標としております。

対象施設につきましては、役場庁舎やふれあいプラザをはじめ、学校施設や保育施設など、全ての公共施設を対象と考えております。

○議長（石橋 伸一君） 浅野町民課長。

○町民課長（浅野 憲治君） 町民課、まず税務係の総括質問にお答えします。

地籍図関連で、デジタルオルソデータというのがありますけども、どういうものでしょうかという質問でございます。

航空写真を使用しまして、パソコンで閲覧できる形式にデータを変換し、作成するものです。本業務によりまして、平成31年1月現在の町内の土地・建物の状況を把握することができます。作成されましたデジタルオルソデータを地図管理システム、白図に合成することによりまして、地番ごとの状況を把握することも可能となることから、税務係だけではなく環境係、まちづくり課、保健福祉課等でも現地確認の資料として活用しています。

続きまして、コンビニ収納の収納状況ですが、平成30年度よりコンビニ収納が始まっております。開始当初より、他市町村の利用率が約1割程度という状況に比べて、本町は常時、好調に推移しております。

令和元年度の納付方法別の納付率は、窓口払いが37.9%、口座振替が40.2%、コンビニ収納が21.9%となっております。

納付額ですけども、窓口納付が約2億5,000万円、口座振替が約2億500万円、コンビニ収納が5,700万円となっております。特に軽自動車税、住民税など、若年層が納税義務者となっている税目については、3割近い納付率となっております。

続きまして、インターネット公売の内容等のご質問です。

滞納者宅へ臨戸・搜索をした際、財産価値が見込まれる動産等、差押えをして、それらを官公庁オークションにて公売いたしております。昨年度は10件。脇差し、刀ですね、脇差しや軽自動車などを出品して、総額で19万6,681円の落札となっております。

続きまして、家屋評価システムとはどのようなものですかというご質問です。

家屋評価システムとは、税務業務の中でも極めて技術的・専門的な知識を要します家屋評価業務において、本システムで間取り図を描き、現場の情報を入力することで固定資産税額の基になる評点を自動的に計算することにより、事務の効率化を図るとともに、課税システムへの連携が可能であることから、ヒューマンエラーの防止にもなるため、導入いたしました。導入以前は、職員が作成したエクセル、パソコンのシステムですが、エクセルにデータを入力し、評価計算をした後、そこで計算された評

価額を改めて課税システムへ入力しておりました。

香取管内の状況ですが、既に全市町が家屋評価システムを導入済みであります。県内でもほとんどの自治体が導入しております。

続きまして、住民環境係のご質問です。

町内の不法投棄の状況及び対処方法について説明してくださいというご質問です。

町内の不法投棄については、廃棄する際に処分料のかかる家電リサイクル法対象品目や建築廃材などが多くなっております。対処方法については、不法投棄のあった場所を確認し、公共用地の場合は町で回収し、私有地の場合は土地の所有者に対処をお願いしております。ごみステーションに不法投棄があった場合は、管理をお願いしている各地区で対処をお願いしております。不法投棄されたものを確認し、投棄した者が判明した場合は本人に連絡し、適正な処分をするよう指導を行っております。

続きまして、今年の台風の際、臨時収集場所を設けたときのゴミの量と費用はどのくらいですかというご質問です。

昨年9月12日から16日まで、神崎ふれあいプラザの駐車場へ植物廃材であるとか木くずの臨時収集場所を設置しました。

ゴミの量は約19.16トンで、費用は73万1,831円です。内訳としまして、収集先ですが、緑環境さんにコンテナ13台分、15.84トン、28万円、それと町内の椿建設さんに3.32トンで45万1,834円の明細となっております。

続きまして、不燃ゴミの量は減っているのに、負担金が1割以上増えているのはなぜですかというご質問です。

令和元年度から不燃ゴミの処理を一部、民間業者に委託しております。伊地山クリーンセンターの職員の人件費は減りましたが、それ以上に業者への委託料が増えたため、構成市町の負担金が増えています。

続きまして、町民課国保の関係ですけれども、1つ目、重症化予防事業に係る医療費分析とはどのようなことをしたのかというご質問です。

糖尿病性の腎症——腎臓の病気ですね——の発症・重症化のリスクを有する、糖尿病未治療者、健診未受診者、治療中断者、糖尿病により受診中で重症化リスクの高い者等に対して受診・継続受診を勧奨すると併せて適切な保健指導を行い、糖尿病性腎症の重症化を予防し、ひいては人工透析への導入を阻止し、町民の健康増進と医療費の適正化を図ることを目的として、保健福祉課の保健師、管理栄養士の協力により実施しております。

続きまして、短期人間ドック補助金の検査対象や指定病院等はあるのかというご質

問です。

対象となりますのは、35歳以上の国民健康保険の被保険者で、当該年度内に特定健診を受診していない者、しない方が対象となります。病院の指定等は特に行っておらず、人間ドックを実施できる病院であれば補助の対象となっております。

続きまして、国保税の資産割を廃止したが、近隣市町の状況を説明してくださいというご質問です。

香取市が平成30年度から廃止し、東庄町、多古町は令和元年度から廃止いたしました。成田市、芝山町、栄町も現在、資産割は課税されておりません。現在、資産割、課税されておるのは、県内では銚子市のみとなっております。

続きまして、後期高齢者の関係ですけれども、1人当たりの年間医療費が大幅に増加しているが、その事由は何が考えられるか、また、今後どのような対策を講じる予定ですかというご質問です。

1人当たりの年間医療費が大幅に増加しているんですが、その事由について、近年、高い水準では推移していたんですが、令和元年度は県下1位になってしまったということです。こちらではレセプト、診療のデータですね、それを分析したところ、まず入院費が大幅に増加しております。

それと、疾病別の1件当たりの医療費、レセプト1枚の医療費の平均なんですが、県下上位に入っているものが多数ありました。入院については、新生物、良性も含めますが、新生物によるものが県下2位、また、心疾患、心臓の疾患によるものが33位となっております。また、入院外、通院のほうですが、生活習慣病に分類される高血圧症が県下3位、糖尿病が県下5位、新生物が県下12位、そして単価が大きくなる腎不全、こちらが13位等、上位に入っております。

以上のことから、若い世代からの定期的な健診の受診と生活指導等を行い、疾病の予防に努めることが重要と考えます。

以上でございます。

○議長（石橋 伸一君） 平野教育課長。

○教育課長（平野 悟君） それでは、教育委員会所管の総括質問に対してお答えをさせていただきますと思います。

まず最初に、新しく雇用した言語指導員とはどのようなことをするのかについてです。

小学校の低・中学年の中で、言葉の発音が気になる、話し言葉のリズムがスムーズではない、読み書きが苦手など、言葉の発達の後れで課題を抱えている児童に対して、

言語の指導を行っております。

具体的には、正しい音の出し方や音の聞き分けに関する発音の学習、自分なりのペースで話しやすいリズムや話すことへの不安の軽減を図る話し方の学習、カードや絵本などを使用し、より豊かな表現の仕方ができるように言語発達の学習などを行っております。

言語指導員の勤務状況につきましては、毎週火曜日に勤務し、対象となる児童に対して1人当たり45分、1対1で児童の実態に合わせて指導内容を決めて、神崎小学校の空き教室を利用して指導を行っているような状況でございます。

続きまして、昨年指定した町指定の文化財は、どのような経緯で、また指定要件はあるのですかの質問についてお答えいたします。

昨年、指定いたしました町指定の文化財につきましては、神崎本宿の神崎克雄様の敷地内に植えられているマキの木を、所有者より町指定文化財に指定が可能かどうかの問い合わせがありました。町では専門家が不在のため、県文化財課の方に平成30年の11月に調査を依頼いたしました。

県の所見は、樹木の幹回りは約2.8メートル、樹高が約5メートルで、樹冠は広い部分で10.8メートルというような樹木で、細部にわたり剪定が行き届いており、独特の形状に仕上げられているというようなことです。樹木の大きさから、樹齢推定は困難でしたが、所有者が保管している資料より、いつ頃から現在の形状になったかを推定できる可能性があるなどの助言をいただいております。

地元では、その形状から「亀甲榎」の名称で親しまれており、所有者の資料より、100年以上前から現在と同じ方針で維持管理がされてきたことが推定されているような状況です。地域の人々に親しまれ、独特の仕立て方が維持され、保護されてきた本樹木は、文化財として非常に価値が高いものであり、この貴重な樹木を将来にわたり保護するとともに、貴重な文化財として町民に周知していくことは重要であると考えて、町指定文化財に指定いたしました。

指定要件につきましては、神崎町文化財の保護に関する条例で、町内に存在する文化財のうち、重要なものを町指定文化財に指定することができると規定されております。指定をするためには、所有者等の同意、町文化財審議会への諮問、あと町広報誌での周知等が定められております。

続きまして、町民体育館のアスベスト分析調査の結果はどうだったのかの質問に対してですが、昨年11月25日に、株式会社ダイワさんという会社とアスベストの分析調査に関する委託を締結し、昨年12月13日、町民体育館の天井部分に吹き付けられ

ている検体を採取し、分析調査を行いました。

調査方法につきましては、エックス線を使用した分析方法や、顕微鏡を使用した分散染色分析法の検査を行い、その結果、アスベストの種類として、6項目のうち1つの種目として、クリソタイルという物質が検出されております。また、このアスベストの濃度につきましては1.6%というような結果になってございます。

続きまして、現在は給食食材の放射能検査は実施していないのかの質問についてお答えいたします。

平成24年6月から、千葉県教育委員会による学校給食用食材放射性物質検査事業を活用し、現在も継続して検査のほうは実施しております。佐倉市にある北総教育事務所を設置されている放射性物質を測定する測定器を使用し、放射性セシウム134及び137を測定しております。

令和2年度につきましては、2か月に1回の頻度で検査を実施しており、一度の検査で2種類の給食食材の放射能測定を実施しています。また、検査結果につきましては、町のホームページに随時掲載しているような状況でございます。

なお、本町の学校給食用食材の放射能検査におきましては、放射性物質が検出されたことはありませんというような状況になっております。

以上で教育委員会所管の質問についてお答えのほうを終了させていただきます。

○議長（石橋 伸一君） 以上で総務文教常任委員長の総括質問に対する答弁が終わりました。再質問はありますか。

10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 町民課住民係、環境係で、町内の不法投棄の状況及び対処方法、私有地の場合について説明してくださいということがあります。

町民課長の今の説明では、これは建築廃材のことで、これは投棄した人が責任を持って処分する。私有地に対しても、自分の土地に自分の廃材を捨ててはこれは駄目ですか。これから聞きます。

○議長（石橋 伸一君） 浅野町民課長。

○町民課長（浅野 憲治君） 寶田議員のご質問にお答えします。

当初、質問にお答えしたとおり、私有地であればあくまでもその土地の所有者が処分する形になります。

以上です。

○議長（石橋 伸一君） 10番 寶田議員。すみません、寶田議員、マイクを自分のほうに。真ん中にマイクがなっていますので、発言するときは自分のほうにできるだけ

向けてください。

○10番（寶田 久元君） 私の声は大きいからと思って、それは知っていましたが、なるべく、じゃあ、マイクを通すようにします。

課長、私が今、聞いたのは、自分の土地に自分の廃材を捨てても、これは違反の対象になるんですかという、これを聞いたんです。

○議長（石橋 伸一君） 浅野町民課長。

○町民課長（浅野 憲治君） 寶田議員のご質問にお答えします。

そのものがどういうものであるかによって違うと思います。環境的に周りに害のあるものであれば当然、基準に従ってこちらも指導するものでありますが、自分の土地に建築廃材を置いただけでは、これはほかには特に影響はありませんので、それ以上のことは言えないかと考えております。

以上です。

○議長（石橋 伸一君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 町民課長、若干、話は長くなりますからね。何回もやりますから。

以前、旧米沢保育所の反対側に、これは佐原の業者ですが、建築廃材を大分投棄して、その脇に我々の菩提寺の高源院の山があったわけ。そっちのほうへ来ちゃったために、高源院の檀家のほうとしてその業者に、うちのほうへ来ちゃっているからそれは片してくださいよと言ったら、なかなかやらなかったんだけど、全部、自分の山のところも、これは建築廃材です。これは全部片しました。これはこれでいいです。

神崎町には残土条例がありますよね。これ、以前に県の残土条例から町単独で残土条例を変えたわけ。これはどのような条例になっていますか。何平米以上どうだの、あと自分の土地をちょっと平らにしたいと言って埋める場合も町の許可が必要なんですか。この残土条例。

○議長（石橋 伸一君） 浅野町民課長。

○町民課長（浅野 憲治君） ご質問にお答えいたします。

町の基準では、300平方メートル以上の土砂の搬入は、まず規制対象となってきております。当然、事前の協議と申請が必要になっております。

あと、残土の関係ですけれども、県の基準と町の基準が若干、異なっておりまして、県は再生土等を可能にしておりますが、現状、町では再生土等も規制対象になるということで、届出がまず必要となっております。面積は300平方メートルで、再生土等については、国・県では、その等級があるんですけれども、可能なものはあるんですが、

現状、町では認めておりません。

以上です。

○議長（石橋 伸一君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 私の聞いたのは、300平米以上は、これは自分の土地を盛土であろうが埋立てしようが町への申請が必要で、町の許可がなくちゃできないですよ。300平米。これを確かめます。自分の土地でも。

○議長（石橋 伸一君） 浅野町民課長。

○町民課長（浅野 憲治君） 私有地であっても300平方メートルを超えれば必要でございます。

以上です。

○議長（石橋 伸一君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） それを違反した場合には、これは町のほうとしても注意する、それとも警察の生活安全課のほうにも依頼して、これは条例違反ですよという注意ができるわけでしょう。

○議長（石橋 伸一君） 浅野町民課長。

○町民課長（浅野 憲治君） お答えいたします。

当然、町の条例に違反することになりますので、所定の手続きが取られていない場合には、町の条例により1年以下の懲役または100万円以下の罰金という罰金刑も科させるものであります。

以上です。

○議長（石橋 伸一君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） ぜひともそういうのが町内にあったら厳しく調査して処分してください。

それと、さっき合成土とか、条例を変えた場合があれですが、搬入してくる土、それに対しても調べる必要があるでしょう。地下水汚染だとかいろんな問題がありますので、先ほど課長が言ったのを、私は神崎条例としては、何か合成土とか何とか、混ぜたのならそれはいいようなことを町は変えちゃったということでしょう。そうじゃないですか。合成土。それと、搬入してくる土質も調べる必要があるんでしょう。地下水問題もありますから。それを聞きます。

○議長（石橋 伸一君） 浅野町民課長。

○町民課長（浅野 憲治君） お答えいたします。

当然、事前協議と、あと申請時、その出どころと土質の検査結果の提出を求めてお

りますので、それに違反するものであれば許可はしないという形になります。

以上です。

○議長（石橋 伸一君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） ということは、事前協議がまず必要。町のほうへも申請する。その辺が町内にそういうのがあった場合には厳しく調査して、あとは法治国家であるわけですから、警察に届けば何万円以下の罰金とか何年以下の懲役、今、話したとおり、そのような刑罰もあるわけですから、不法投棄監視員も町にもいるわけなんですから、町民課担当としても町内にあった場合には厳しく指導してください。

一応これで終わり。

○議長（石橋 伸一君） 4番 荒井議員。

○4番（荒井 葉一君） 今、寶田議員が言わんとしていることは、今、武田地先に不法投棄されている、1日、それこそ自分のうちの前も通るんですけど、朝の5時ぐらいから夕方まで、総台数にしたらちょっと数え切れないほど入っているんですけど、それについて、先ほどもちょっとお伺いしたんですけど、放射能汚染、どこから来て誰の誰べえだか分からないような人が搬入しているということなので、町のその辺の調査というか、放射能汚染が一番問題視されているので、その辺はちょっと聞きたいんですけど、どうでしょう。

○議長（石橋 伸一君） 浅野町民課長。

○町民課長（浅野 憲治君） お答えいたします。

当初、9月9日に通報を受けまして、その後、まちづくり課を含めて現地確認を行っております。現場代理人があくまで依頼されているだけで分からないということで、担当者のSさんの携帯を教えるのでその人に連絡を取ってほしいということで、そこから電話で交渉が始まりました。一応、こちらの町の条例に基づいて、事前協議はもう無理ですけども、所定の書類を上げてくださいという指導とともに、即刻、搬入を停止してくださいとまず電話で宣告しました。

その後、止まらない状況でしたので、停止命令書を発付しまして、連日、現場に持参し、命令を出しております。ただ、その現場代理人においては、預かるんですけども、今日現在も停止することなく動いているのが現状であります。

以上です。

○議長（石橋 伸一君） 4番 荒井議員。

○4番（荒井 葉一君） 何度もそういう通達をしているということでしょうけど、全然言うことを聞かなかった場合、今現状そういう状態ですよね。その場合、警察のほ

うも動いているという話は聞きましたけど、現状、何かあった場合は警察は動くんでしようけど、それ以前だったら動かないという話も先ほどしましたけど、その辺、もうちょっと厳しく行政のほうでも注意して、注意というよりも、勧告以上のことでしようけど、厳しく取り締まってください。

○議長（石橋 伸一君） 浅野町民課長。

○町民課長（浅野 憲治君） お答えいたします。

通報当初から、駐在さんも含めて香取警察署、香取地域振興課、それと弁護士の方にも相談した上で、町としてできる方策をいろいろ指導を受けております。

ただ、警察の立ち位置としては、現状、町が告発して初めて警察が動き出すということなので、依頼で職員の立会いはしていただけますけども、それ以上、警察が介入するということは今現在ではない状態です。ただ、引き続き、子どもたちの危険もありますので、そういったことも含めてパトカーの巡視と、取締りではないんですが、巡回を強化していただいているような現状です。

以上です。

○議長（石橋 伸一君） 4番 荒井議員。

○4番（荒井 葉一君） 最後になりますけど、今言われたとおり、あそこは通学路になっているので、やっぱり子どもたちの安全を一番に願うので、その辺を、どうしようもない状態だったらしょうがないんでしようけど、役場のほうも許可しているわけじゃないんですけど、時間だけは、朝の5時ぐらいから走っている状態なので、その辺はより一層、役場のほうも監視してください。

以上です。

○議長（石橋 伸一君） 浅野町民課長。

○町民課長（浅野 憲治君） 私たちもいろいろデータを得まして、朝4時半過ぎから動いているというのは確認しております。幸い子どもたちの通学時間帯、7時から8時半までは作業を停止、ダンプの搬入を停止しているような状況ではあるんですが、ただ、4時半、5時前から確かに動いている状況ですので、その辺についてもこちらで指導のほうをしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（石橋 伸一君） ほかに質問はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（石橋 伸一君） 以上で総務文教常任委員会に係る質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者の声あり)

○議長(石橋 伸一君) 異議ありませんので、総務文教常任委員会に係る質疑を終結します。

続いて、まちづくり厚生常任委員会より総括質問の申出がありますので、これを許します。

2番 大原まちづくり厚生常任委員会副委員長。

○2番 まちづくり厚生常任副委員長(大原 秀雄君) 皆さん、おはようございます。ただ今議長のお許しをいただきましたので、まちづくり厚生委員会の総括質問をいたします。本来ならば委員長であります椿議員がここで質問をする予定だったんですが、議員の親類でちょっとご不幸がございまして、当日、委員会のほうを欠席なさいましたものですから、私、副委員長の大原が委員長に代わりまして質問させていただきます。

それでは、9月11日金曜日に、町長をはじめ執行部の皆さんにご出席をいただき、令和元年度の決算を審査いたしました。その結果、各課ごとの質問をいたします。

まず、保健福祉課。

1つ、現物給付化した福祉タクシーの対象者及び利用状況について説明してください。

1つ、学童保育事業を社会福祉協議会に委託したが、町が実施した場合とその違いはあるのか。

1つ、町内に障害者と言われる方は何人くらいいるのですか。3障害者含むです。

1つ、障害福祉サービス費が対前年で大幅に増加している理由を説明してください。次に、介護保険事業特別会計です。

1つ、居宅介護サービスの種類及び利用者数をお教えてください。

1つ、介護保険の徴収率が大幅に増加したが、どのような対策を講じたのですか。次に、まちづくり課企画係。

1つ、空き家バンクシステムが導入されたが、どのようなシステムになっているのですか。

1つ、地区のコミュニティー施設を修繕する場合は、町からどのくらいの助成があるのですか。

1つ、わくわく西の城体育館耐震事業で、不用額が多かった理由は何ですか。

1つ、町の公衆無線LANが使いにくい。もっと簡単に使いやすくすることはできないのか。

次に、まちづくり課産業係。

1つ、昨年台風被害で壊れた農業施設が未だ修繕されていない理由は何ですか。

1つ、町外から新規就農者が本町に来ているようだが、どのような農家で、補助金をもらうための要件はどのようなものですか。

1つ、今現在の本町の農家数はどのくらいか。また、営農組織へどのくらいの農地が集積されていて、各営農組織の経営状況、面積・栽培作物について説明してください。

次に、まちづくり課建設係。

住宅リフォームの補助金の内容について説明してください。

1つ、樋管管理で、昨今の大雨で利根川が増水し、内水も増水しそうな場合、どのような対応が可能ですか。

1つ、昨年の台風等の災害復旧費の中で、大きな被害があったにもかかわらず、工事請負費が支出されていないが、理由を説明してください。

次に、まちづくり課水道係。

1つ、昨年、給水人口が減っているのに、給水世帯数が増えているのはどういうことですか。

1つ、今現在、水道で所有している発電機は、燃料1キロリットルでどのくらい稼働できるのですか。

以上がまちづくり常任委員会の質問事項でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（石橋 伸一君） これより答弁を求めます。

廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） 保健福祉課からお答えいたします。

1点目、現物給付化した福祉タクシーの対象者及び利用状況についてでございます。対象者は、身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳いずれかの交付を受けた方、または要介護、要支援の認定を受けた方が対象となります。申請月から年度末までの月数に応じて、1か月当たり2,000円——こちらは500円券掛ける4枚となります——を発行しております。令和2年度からは、65歳以上の方で免許を自主返納された方も対象としております。

利用状況につきましては、償還払いであった平成30年度と比較しますと、登録者数では142名から148名と6名増加と、ほぼ横ばいでした。実利用者としましては、58名から85名と27名、1.5倍ほど増加してございます。また、タクシー券の利用額につきましても、平成30年度が41万5,000円から、令和元年度85万6,000円と、前年

に比べまして44万1,000円、2倍ほどに増加してございます。

2点目でございます。学童保育事業を社会福祉協議会に委託したが、町の実施した場合との違いはということですが、学童保育事業の運營業務につきましては、町社会福祉協議会のほうに前年度より委託してございます。

相違点については、社会福祉協議会さんのほうで施設内に常勤の職員を配置した点が、まず相違点として考えられます。常勤の職員を配置したことにより、保護者との信頼関係を構築しやすくなり、相談にも応じやすくなったことで、児童一人一人に合わせた個別の支援ができるようになったと考えてございます。

また、季節ごとに社協さんのほうでイベントを増やしていただき、学校が長期休暇の際は施設外保育を実施しました。令和元年度につきましては、茨城県にありますミュージアムパーク茨城県自然博物館のほうに社会科見学を実施しました。そのほかシルバー人材センターに委託しておりました児童の送迎につきましても、社会福祉協議会さんのほうで一貫して行う業務となったことで、児童の登下校の変更等にも臨機応変に対応できるようになっております。

3点目、町内に障害者と言われる方は何人ぐらいですか（3障害）ということでございます。

障害者基本法では、障害者として、身体障害、知的障害、精神障害、そしてその他心身の機能の障害がある者で、継続的に日常生活または社会生活に相当な制約を受ける状態にある者とされてございます。

町内では、障害者手帳を所持している方は、9月1日現在、身体障害者手帳所持者が215名、療育手帳所持者が33名、精神障害者保健福祉手帳所持者が31名であり、279名となっております。

4点目、障害福祉サービス費が対前年で大幅に増加している理由を説明してください。

こちらにつきましては、障害福祉サービス費、令和元年度事業費としまして、8,884万4,139円ということで計上させていただいてございます。前年に比べますと、425万2,000円、率にしますと5%ほど増加となっております。

支出額が増えた要因としましては、福祉サービスの中で就労継続B型というサービス、こちらが272万1,000円、支給量が379日ほど増えてございます。

次に、共同生活援助、これはグループホームとも呼ばれております。こちらが211万1,300円。支給日にしまして338日。

そして3番目に、就労継続A型、B型より更に複雑な内容の就労継続支援をすると

というようなものですが、こちらが152万1,000円で、252日ほど増加しております。

人的にも増えておりますし、それぞれ使うサービスの利用量が増えているという点
が経費の増加の主な要因と考えております。

続きまして、介護保険特別事業でございます。

1 番目の居宅介護サービスの種類及び利用者数を教えてください。

ご案内のとおり居宅介護サービスについては、大きく分けて訪問サービス、通所サ
ービス、短期入所サービスがございます。訪問サービスは、自宅でサービスを受ける
もので、その中でも5つほど分かれておりました、訪問介護としましては、ヘルパー
が食事、排泄等の身体介護、掃除や洗濯などの生活援助を行うものでございます。月
にしますと平均で46名ほどの方が利用されております。

2 番目に、訪問入浴介護でございますが、こちらは浴槽を積んだ車が訪問しまして、
自宅で入浴をするというようなものでございます。月にしますと3.6名ほどの方が利
用されております。

3 番目に、訪問看護としましては、看護師が自宅を訪問して、病状の観察や療養所
へのお世話をしております。月平均24名ほど利用されております。

4 番目としまして、訪問リハビリテーション。こちらは、医療機関等へ通いでリハ
ビリテーションを受けるもので、月4.5名ほど利用されております。

5 番目として、居宅療養管理指導ということで、こちらについては、医師などが自
宅を訪問して、療養上の管理や指導を行っております。こちらも月28名ほど利用され
ております。

次に、通所サービスは、こちらは名前のとおり施設のほうに通ってサービスを受け
るもので、2つほどございます。

通所介護、これはデイサービスと呼ばれておりますが、介護施設に通って、日帰り
で入浴や食事の提供、日常生活の介護を受けております。月にしますと平均で121名
ほどの方が利用されております。

2 番目に、通所リハビリテーションですが、こちらは医療機関等に通い、日帰りで
リハビリを受けるような方で、月18名ほどの方が利用されております。

短期入所サービスにつきましては、施設に宿泊してサービスを受けるもので、主な
ものとして2つほどございます。

短期入所生活介護、これはショートステイとも呼ばれておりますが、介護老人福祉
施設等に短期入所して、食事・入浴などの介護、機能訓練を受けております。月26名
ほどの方が利用されております。

2番目に、短期入所療養介護、こちらは医療型ショートステイと呼ばれておりますが、介護老人保健施設等に短期入所して、医学的管理の下、介護、機能訓練などを受けるといようなサービスで、月2人ほど利用されているような状況でございます。

そのほかサービスとしましては、福祉用具の貸与ということで、こちらは月に110名ほど。もう一つありまして、特定福祉用具販売ということで、こちらは年に28名ぐらいの方が利用されております。

2番目のご質問でございます。介護保険の徴収率が大幅に増加したが、どのような対策を講じたのか。

通常、収納業務としまして、介護保険料は現年度の未納者に対して督促状を発付しております。滞納繰越者の方には、5月、10月、11月、1月、3月と催告書を発付して、納付のほうを促しております。

前年度は、これに加えて介護担当職員が8月、12月と、未納者に対し電話催告、電話によりまして納付のほうを促しております。併せて、9月には町民課税務係の職員とともに夜間、未納者の方のお宅を臨戸しまして、納付のほうのご協力をお願いしております。結果、普通徴収で7.7%、91.8%の収納率、滞納繰越分で9%上昇しまして32.4%の徴収率の押上げが図られました。

今後、介護保険の利用者の増加に伴い、保険給付費が増加することが見込まれます。介護保険料の納付が公平公正であり、介護保険事業制度への信頼確保をするためにも、収納業務をしっかりと行っていくことが重要と考えております。今後も収納率の向上に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（石橋 伸一君） 金田まちづくり課長。

○まちづくり課長（金田 智君） まちづくり課の企画係、それから産業係につきまして、ご質問につきましてお答えいたします。

まず、企画係は4つご質問をいただいております。

1つ目が、空き家バンクシステムが導入されたが、どのようなシステムになっているのかということでございます。

神崎町内の空き家の有効活用を目的に、空き家を売りたい・貸したいと考えている空き家の所有者の物件情報を町の空き家バンクに登録いたしまして、インターネット上の空き家バンクウェブサイトにてその情報を公開いたします。公開された空き家情報を見た利用希望者から、町に物件の見学・交渉等の連絡がありましたら、所有者と利用希望者の橋渡しを町と千葉県宅地建物取引業協会、こちらが協力して行う仕組みと

なっております。

それから、2番目のご質問です。地区コミュニティ施設の修繕をする場合は、町からどのぐらい助成があるのかというご質問です。

コミュニティセンターの修繕を行う場合には、神崎町コミュニティセンター等整備事業補助金交付要綱がございまして、そちらを使いまして補助を行います。30万円以上の本体工事を補助対象としておりまして、補助率は3分の1以内となっております。補助限度額は200万円ということでございます。

それから、3点目のご質問です。わくわく西の城体育館耐震事業で、不用額が多かった理由は何ですかということでございます。

この工事につきましては、3月補正時に減額するタイミングはございました。しかしながらその時点で進行中であった耐震工事の足場を使いながら、もし間に合えば雨漏りの修繕、それから照明、こちらの修理を行いたいと思っておりました。こちらも300万円の事業費を予定しておりました。耐震補強工事の工期が3月19日まででございまして、雨漏り修繕工事につきましては工期内に何とか終了することができたんですが、照明の修繕、こちらの工事は間に合いませんでした。ということでしたので、300万円が執行残となってしまっております。

続きまして、4点目のご質問です。町の公衆無線LAN（Wi-Fi）が使いにくい。もっと簡単に使いやすくすることはできないのかというご質問です。

神崎町内の公衆無線LANにつきましては、役場、ふれあいプラザ、駅ステーションホールの3か所に設置してございます。セキュリティー面を考慮いたしまして、使用時にメールアドレス、それからパスワード、こちらを入力していただくことになっておりまして、これが必要なNTTフレッツ光のフリーWi-Fiというものを導入しております。接続方法が分かりづらいというご意見をいただきましたので、接続の仕方等を施設内に表示するなど、利用しやすい環境になるよう努めてまいりたいと思っております。

続きまして、産業係に対するご質問でございます。3つご質問いただいております。

昨年の台風被害で壊れた農業施設がいまだ修繕されていない理由は何ですかというご質問です。

昨年の台風15号による災害は、神崎町の農業用施設に甚大な被害を及ぼしたところでございます。その復旧事業としまして、国庫補助を利用した強い農業・担い手づくり総合交付金、こちらが発動されております。

本事業につきましては、昨年度は41名、96施設に対し5,900万円、こちらが交付さ

れております。ただし、まだ現在5名、11の施設が復旧が完了していないということでございます。こちらの完了していない主な理由なんですけども、シャッター、この資材の調達がどうも間に合っていないというような状況から、このような形になっているということでございます。

それから、2点目のご質問です。町外から新規就農者が本町に来ているようだが、どのような農家で、補助金をもらうための要件はどのようなものですかということでございます。

新規就農者の給付事業といたしましては、現在、国庫事業である農業次世代人材投資資金、こちらを8名の新規就農者が受給しているところでございます。交付要件といたしましては、青年等就農計画の認定を受けた独立・自営した農業者で、かつ人・農地プランの中心経営体に位置づけられるか、または農地中間管理事業を活用して、農地の貸借をする必要があるということでございます。

現在、1人当たり年間最大150万円、こちらが交付されております。夫婦の場合は225万円ということになります。就農後5年間、交付されることになってございます。

新規就農者の営農形態ですけれども、道の駅隣接地にございますイチゴ農家、こちらが2軒。それから、レンコン農家、ナシ農家、それから既に交付は終了しておりますけれども、野菜農家ということでございます。

それから、最後のご質問になりますけれども、現在、本町の農家数はどのくらいか、また、営農組織へどのくらいの農地が集積されていて、各営農組織の経営状況（面積・栽培作物）について教えてくださいという内容でございます。

まず、現在の農家数でございますけれども、平成27年の農林業センサスの数字から見ますと、農家数205軒ということになっております。

それから、担い手に対する集積率、こちらは61.5%ということになっております。

それから、営農組織へどのくらい用地が集積されているかということでございますけれども、現在、町内6団体ございます。そちらへおよそ310ヘクタールの農地が集積されているということでございます。

栽培されている作物の内訳につきましては、米が224ヘクタール。それから小麦が60ヘクタール。このうち裏作で大豆が62ヘクタールということになっております。それから大豆だけが14ヘクタール。それとソバが3ヘクタールというような内訳になっております。

まちづくり課からは以上でございます。

○議長（石橋 伸一君） 鈴木まちづくり課担当課長。

○まちづくり担当課長（鈴木 信成君） それでは、私のほうから、まちづくり課の建設係、水道係に対する総括質問を答弁させていただきたいと思っております。

まず、建設係で3点ほどございます。住宅リフォーム補助金の内容について説明してくださいということでございます。

住宅リフォーム補助金の内容につきましては、神崎町住宅リフォーム補助金交付要綱に基づきまして交付しているところでございます。一昨年までは、移住・定住の促進を図る目的で、移住者が神崎町に定住を目的に中古住宅を購入しまして住宅をリフォームした場合に交付していた事業であります。昨年からは、現町民の方々にも定住を促進するため、幅広く利用していただく目的で要綱を改正しまして、町内在住者の方にも利用範囲を広げたところでございます。

内容としましては、住宅の居住性を良好にするために行う増築、改築、修繕もしくは模様替えまた住宅の機能を向上させるために行う補修、改造もしくは設備改善に係る工事で、町の予算の範囲内で交付しているところでございます。

対象となります工事にしましては4項目ありまして、全てに該当する必要があります。まず1点目ですけれども、町内に本店がある事業者が施工する工事。2つ目に、工事費が20万円を超えるもの。3つ目としまして、他の制度補助金の対象にならない工事。4つ目としまして、完了予定が当該年度の3月20日以前に終了する工事ということになります。

対象となる方につきましては3点ございまして、当該住宅に居住しまして、かつ当該住宅の所在地を住所としている方、当該住宅を所有している方、町税、介護保険料、水道料金等の滞納がない方に関しまして、工事費用の10分の1、30万円を限度に交付しているところでございます。

2つ目、樋管管理で、昨今の大雨で利根川が増水し、内水も増水しそうな場合、どのような対応が可能ですかというご質問でございます。

樋管の管理としましては、自然排水ということになります。利根川の本流が内水よりも低くなければ流れませんので、内外水の水位の状況を確認しながら水門の操作をしているところでございます。

気象庁等の降雨情報を参考にしまして、今後、内水が増水しそうな場合、もしくは内水が増水している場合、そういう場合には、町内の内水排水に係る強制排水機場、こちらは3か所ございますが、その運転をお願いすることになります。

排水機場に関しましては、松崎の排水機場、あと香取市の川尻地先にあります万世の排水機場、そして同じく香取市ですけれども、両総用水の排水機場ということで、

こちら3か所の強制排水機場を稼働していただくということになります。

建設係の3つ目の質問になります。昨年の台風等の災害復旧費の中で、大きな被害があったにもかかわらず工事請負費が支出されていないが、理由を説明してくださいという内容でございますが、災害復旧費に工事請負費の支出がないということで、こちらに関しましては、委託費で支払ったことによるものでございます。

理由としましては、道路維持費におきまして、道路維持管理上で緊急的・応急的な維持補修に対応するために、土木維持作業委託業務というものを年度当初に単価契約で結んでございます。こちらを利用して、雨台風における通常の被害といたしましては、道路のり面等の崩壊が発生し、公共土木施設等の災害復旧事業ということで、土木工事による工事請負契約が通常、発生するわけでございます。昨年度の台風におきましては風台風ということで、強風による倒木が多数発生しまして、道路の通行等に支障を来しておりました。

倒木による通行の障害の復旧に関しまして、現地を確認しまして、支障となっている倒木数がどれくらいあるかということが、多数あり過ぎまして不明であり、工事の発注のための積算をするに当たりまして、数量調査等に相当の時間を要するということが生じまして、復旧までに相当な時間を要するという懸念から、道路維持費での年間契約をしている作業委託を利用して積算を省略しまして、撤去等、それにかかった人件費と使用した機械経費のみの委託料で早期復旧を図ったため、災害復旧費での工事請負費がございませんで、年間、当初維持費で契約している契約をそのまま災害復旧事業のほうに活用しまして、災害復旧の委託料ということで支出されたものでございます。

建設のほうの3点に関しましては以上ということになります。

続きまして、水道への質問ということになります。

昨年、給水人口が減っているのに、給水世帯数が増えているのはどういうことですかということでございます。

こちらに関しましては、行政人口と行政世帯数も同様な状況になっておりますが、1軒のうちの中で世帯分離等をされている家庭が増加傾向にありまして、人口が減少しても世帯が増加するという状況で、水道の給水人口、世帯数が同じように増えているというところでございます。

2つ目でございますが、現在、水道で所有している発電機は、燃料1キロリットルでどのくらい可動できるのかということでございます。

今年度、少量危険物屋内貯蔵所を建築いたしました。こちらに関しましては、軽油

を1,000リットル貯蔵できる倉庫となります。また、今年度の事業で、令和2年度の事業で、可搬式の発電機を3台購入したところでございます。その3台の発電機と、今まであった可搬式の発電機、それと古原浄水場に常設の非常用発電機ということで、全部で5台の発電機がでございます。

配水ポンプ場がある古原浄水場の非常用発電機のタンク容量は490リットルでございます。少量危険物屋内貯蔵所の1,000リットルとタンクの490リットルということで、1,490リットルの燃料を確保しているところでございます。

古原浄水場内の非常用発電機では、1時間当たり約10リットルを消費しているところでございます。また、今回購入した各取水井で使用する可搬式発電機は、取水を行う状況で1台約4リットルの燃料を消費しているところでございます。したがって、通常と同じ給水量を確保するという前提で計算しますと、1日当たり浄水場で240リットル、取水井2か所で128リットル、こちらのほうは約16時間運転するという見込みでございますが、合計で1日当たり368リットルを消費することになります。

このことから、ご質問の燃料1キロリットルでどのくらい可動できるのかということですが、計算上は2.7日の運転が可能となります。停電時には比較的、給水量が減ることがあるため、この2.7日以上、3日程度は運転が可能ということになります。

以上で建設係を終わります。

○議長（石橋 伸一君） 以上で、まちづくり厚生常任委員長の総括質問に対する答弁が終わりました。再質問はございますか。

（「なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（石橋 伸一君） ほかに質問はありますか。

（「なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（石橋 伸一君） 以上で、まちづくり厚生常任委員会に係る質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（石橋 伸一君） 異議ありませんので、まちづくり厚生常任委員会に係る質疑を終結します。

お諮りします。質疑を終結し、討論に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（石橋 伸一君） 異議ないので、質疑を終結し、討論に入ります。なお、一般

会計、特別会計、合わせて討論されるようお願いいたします。

反対討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者の声あり)

○議長(石橋 伸一君) 賛成討論はありませんか。

3番 高柳 智議員。

○3番(高柳 智君) 令和元年度一般会計、特別会計決算の認定につきまして、賛成の立場から討論を行います。

令和元年度の一般会計は、歳入総額は29億1,837万9,000円で、前年度比プラス4.6%、1億2,811万円の増となりました。歳出総額は27億561万5,000円で、前年度比プラス2.6%、6,875万2,000円の増となりました。実質収支は1億7,833万9,000円で、前年度比プラス29.7%、4,087万1,000円の増となっております。

歳入を見てみますと、町税が7億3,102万円で、前年度比マイナス2%、1,492万2,000円の減。地方交付税が9億5,882万7,000円で、前年度比マイナス0.1%、89万5,000円の減額となっております。減収率が一番大きいのは、分担金及び負担金で、2,602万1,000円、前年度比マイナス54.5%、3,115万7,000円の減額で、これは、保育料の無償化によるものです。

一方、国庫支出金が役場庁舎耐震工事等、防災対策事業を行ったため、1億8,541万4,000円で、前年度比プラス42.9%、5,568万8,000円の増額となっております。

また、繰入金が2億4,164万5,000円で、前年度比プラス112.9%、1億2,814万8,000円増加したのは、計画的に将来にわたる施設改修を目的とした公共施設整備基金のための財政調整基金の繰入れによります。基金全体では、18億6,332万2,000円と、財政基盤の安定化が図られております。

事業の執行におきましては、役場庁舎及びわくわく西の城体育館の耐震補強工事に伴い、総務費が前年度比7.9%と大幅に増加しました。また、農林水産業費が前年度比プラス9.9%と増加したのは、台風等の災害による対策として、被災農業施設の補助等によります。土木費では、町道神宿松崎線及び毛成堀籠線の測量設計等により、前年度比プラス9.9%と増加しました。そして、災害復旧費902万9,000円は、台風等災害対策によるものです。全体では、財政力指数が0.44と向上し、地方債現在額も着実に減少し、限られた財源で効率的な予算執行に努めるとともに、喫緊の課題である防災・災害対策を推し進め、町道等のインフラ整備の促進、高齢者・障害者福祉の充実、保育料の無償化、子ども医療費・給食費全額助成などの少子化対策、自給率向上などの農業対策、発酵をメインとした観光経済事業などについて幅広く施策を実施し、

成果を挙げているところです。

特別会計においては、国民健康保険事業では、財政運営の主体を千葉県が行うことにより、財政の安定化が図られており、財政調整基金も1億円を超えておりますが、医療給付費、高額療養費ともに増加の一途です。

介護保険事業は、担当課の努力により徴収率が向上しております。さらに保険納付の必要性を周知させ、サービス向上に努めることを希望いたします。

後期高齢者医療は、高齢者の増加、医療費の増加は確実なので、不納欠損、収入未済をなくす努力をお願いいたします。

水道事業では、災害に強い安全な水を供給するため、職員の方々が24時間管理を行っており、経営費の節減を図るとともに施設管理の工夫などに努め、安定した経営を行い、また、コンビニ収納を開始し、料金の収納率も向上させております。

以上、令和元年度決算は、経費の削減に努め、予算が的確に実施されており、大変評価できるものであり、令和元年度の一般会計、特別会計の決算に対する賛成討論といたします。

以上です。

○議長（石橋 伸一君） ほかに、反対討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（石橋 伸一君） 賛成討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（石橋 伸一君） お諮りします。討論を終結し、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（石橋 伸一君） 異議なしと認めます。よって、討論を終結し、採決いたします。

なお、採決は、起立によって行います。

日程第1 認定第1号 令和元年度神崎町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本件を認定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（石橋 伸一君） 起立全員。よって、本件は認定することに決定しました。

続いて、日程第2 認定第2号 令和元年度神崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本件を認定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(石橋 伸一君) 起立全員。よって、本件は認定することに決定しました。

続いて、日程第3 認定第3号 令和元年度神崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本件を認定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(石橋 伸一君) 起立全員。よって、本件は認定することに決定しました。

続いて、日程第4 認定第4号 令和元年度神崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本件を認定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(石橋 伸一君) 起立全員。よって、本件は認定することに決定しました。

続いて、日程第5 認定第5号 令和元年度神崎町水道事業会計決算の認定についてを採決いたします。

本件を認定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(石橋 伸一君) 起立全員。よって、本件は認定することに決定しました。

◎日程第6 発議案第1号の上程、説明、採決

○議長(石橋 伸一君) 日程第6 発議案第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について」を議題とします。

提出者は登壇して、発議案の朗読と説明を行ってください。

3番 高柳 智議員。

○3番(高柳 智君)

(発議案朗読)

以上です。

○議長(石橋 伸一君) お諮りします。発議案でありますので、質疑、討論を省略して直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者の声あり)

○議長（石橋 伸一君） 異議なしと認めます。よって、日程第6 発議案1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について」を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（石橋 伸一君） 挙手多数。よって、本案は原案のとおり……。

10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 挙手多数なんですか。これは大切なことですよ。

○議長（石橋 伸一君） すみません。ちょっとこちらで確認が遅れたのかもわかりませんので、再度確認したいと思いますので、申し訳ありませんが、賛成の方のもう一度挙手をお願いします。

（挙手全員）

○議長（石橋 伸一君） 下してください。すみません、失礼しました。挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 発議案第2号の上程、説明、採決

○議長（石橋 伸一君） 日程第7 発議案第2号 「国における2021年度教育予算拡充に関する意見書について」を議題とします。

提出者は登壇して、発議案の朗読と説明を行ってください。

3番 高柳 智議員。

○3番（高柳 智君）

（発議案朗読）

以上です。

○議長（石橋 伸一君） お諮りします。発議案でありますので、質疑、討論を省略して直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（石橋 伸一君） 異議なしと認めます。よって、日程第7 発議案第2号 「国における2021年度教育予算拡充に関する意見書について」を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（石橋 伸一君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 発議案第3号の上程、説明、採決

○議長（石橋 伸一君） 日程第8 発議案第3号 「建設従事者のアスベスト問題の早期救済・解決を求める意見書について」を議題とします。

提出者は登壇して、発議案の朗読と説明を行ってください。

5番 鈴木節子議員。

○5番（鈴木 節子君）

（発議案朗読）

以上、よろしくお願いたします。

○議長（石橋 伸一君） お諮りします。発議案でありますので、質疑、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（石橋 伸一君） 異議なしと認めます。よって、日程第8 発議案3号 「建設従事者のアスベスト問題の早期救済・解決を求める意見書について」を採決いたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（石橋 伸一君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 発議案第4号の上程、説明、採決

○議長（石橋 伸一君） 日程第9 発議案第4号 「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について」を議題とします。

提出者は登壇して、発議案の朗読と説明を行ってください。

3番 高柳 智議員。

○3番（高柳 智君）

（発議案朗読）

以上です。

○議長（石橋 伸一君） お諮りします。発議案でありますので、質疑、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（石橋 伸一君） 異議なしと認めます。よって、日程第9 発議案4号 「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について」を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（石橋 伸一君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩します。議場の時計で13時まで休憩といたします。

（午前11時47分）

○議長（石橋 伸一君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

（午後1時00分）

◎日程第10 一般質問

○議長（石橋 伸一君） 日程第10 一般質問を行います。

質問は通告書により一問一答方式で行います。答弁者は大きな声で簡潔に答弁をお願いいたします。

◇ 2番 大原 秀雄 君 ◇

○議長（石橋 伸一君） 2番 大原秀雄議員の質問を許します。

○2番（大原 秀雄君） ただ今議長からご指名をいただきました大原秀雄でございます。これから一般質問をさせていただきます。

まずその前に、今、日本は新型コロナウイルス第2波の収束も見えない状況にあります。そんな中でも政府はG o T oキャンペーンと銘打って、G o T oトラベル、G o T oイート、G o T oイベント、そしてG o T o商店街と4つのキャンペーンを打

ち出しました。冷え切った日本経済を活性化するため、いろいろな対策を打っております。千葉県も、ディスカバー千葉と銘打って経済活性化対策を打っております。

10月1日より東京都も自粛が解除になり、行動の制限がなくなりました。これからは特効薬やワクチンができるまではコロナとうまく共存していかなければなりません。

そんな中で、我が神崎町もいろいろなコロナのための経済対策を打っており、中でもこれから配布されます町民1人当たり1万5,000円のクーポン券の配布に関しましては、県内でも他の市町村にない最高額のものであり、町民からも期待を寄せられておりますが、必ずしも十分な対策ではないのではなかろうかと思われまます。町としては、第2波の状況や第3波の発生など、先を見越したコロナ対策を検討する必要があるのではないかと思われまます。

そして、コロナとは別に町の抱えている諸問題も並行して解決していかなければなりません。特に自然災害、台風や豪雨による水害、道路問題など、やるべきことはたくさんあります。

これから先は自席にて質問をしたいと思いまます。

○議長（石橋 伸一君） 2番 大原議員。

○2番（大原 秀雄君） 本日は、一応3つの一般質問をしようと思っております。最初の2つに関しましては、この質問もこの議場でするのは3回目にはなるんですが、やはり内容が刻一刻と変わってきて状況が進んでおりますので、これがこの2つに関しては最後になるかどうか分かりませんが、そういう状況なものですから質問をさせていただきます。

まず、国道356、JR踏切の拡幅について質問いたします。

まずこの道路の正式名称は、県道郡停車場大須賀線といいます。この踏切は現在、大型車、トレーラー、ダンプカーなどの交通量が増え、朝夕は道路の渋滞など、その側道を香取支援学校の生徒や神崎小・中学校への通学路、そしてまた駅の通勤路にもなっており、非常に危険な踏切でございます。

この踏切の拡幅に関しましては、約30年前から町として地権者と交渉をした経過があり、私も自分の地元でもあり、私の一丁目一番地の政策として地元の皆様に約束して町議に出たこともあり、努力してまいりました。地権者とは何度も町の状況、踏切の危険性などを話し、協力していただけるよう説得してまいりました。この度やっと地権者に納得していただき、協力していただくことになり、土地の一部売却の同意をしていただきました。もちろん立会人同席の下、町長宛ての同意書を作成し、8月末、町長にお渡ししております。また、明日18日に県が地権者と会う予定でございます。

この現状を踏まえて、鈴木課長に質問をいたします。この踏切の完成するまでのプロセスをお聞かせください。

○議長（石橋 伸一君） 鈴木まちづくり課担当課長。

○まちづくり担当課長（鈴木 信成君） 大原議員のご質問にお答えいたします。

まず最初に、大原議員には地権者との交渉等をしていただきまして、誠にありがとうございました。明日、18日ですけれども、香取土木事務所の職員が最初のご挨拶にお伺いするというので段取りができたということで、皆様方にご報告申し上げます。

それでは、プロセスのお話になりますけれども、拡幅する踏切の前後を含めた道路の整備状況、また整備計画を作成するために、交通事業の調査及び周辺の道路の現況等の測量を実施する必要があると思います。そこで、道路事業の調査、周辺の測量等が終わった段階で、将来交通量に見合った道路の整備計画等を作成しまして、それに合わせた道路構造によります踏切の拡幅の設計を行うこととなります。

踏切を拡幅するに当たりまして、踏切道改良促進法という法律がございまして、それに基づきまして、拡幅する踏切の法の指定を受けることとなります。法の指定を受けますと、概ね5年以内に事業を完了させるということとなりますので、事前に関係者との調整を完了させておく必要があります。関係者といいますのは、拡幅する関係の用地の提供者、また鉄道事業者との協議ということとなります。

このことから、今回の踏切に関しましてはある程度、同意をいただいたということで、その辺の調整がスムーズになるかとは思いますが、法指定に関しましては、開かずの踏切、自動車ボトルネック踏切、歩行者ボトルネック踏切、歩道が狭隘な踏切、事故多発踏切、通学路要対策踏切等が重点的に指定されるため、この踏切に関しましては特段問題なく法指定がされるものだと考えております。

実際のところ、概ね5年以内ということでありましてけれども、測量調査にまず1年ぐらい、あと設計協議で概ね1年ぐらい、法指定とJR協議、これは並行してできますので、それで1年ということで、工事で約1年、概ね順調にいったとしまして四、五年後にはできるのかなということとなります。

いずれにしましても、管理者は千葉県ということで諸手続、事業主体は千葉県ということとなります。町としましても、できる限りのお手伝いをして、早期に拡幅がなされるよう協力していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（石橋 伸一君） 2番 大原議員。

○2番（大原 秀雄君） 今、鈴木課長から大雑把なのプロセスをお聞きしましたけれ

ども、踏切ということでございますので、J Rが大きく絡んでくると思います。このJ Rには町が、あるいは県が、どちらが動いて要請を出すということになっているんですか。

○議長（石橋 伸一君） 鈴木まちづくり課担当課長。

○まちづくり担当課長（鈴木 信成君） ご質問にお答えいたします。

国道、県道ということで、千葉県が事業主体ということで、諸手続全て千葉県が行うということになります。

○議長（石橋 伸一君） 2番 大原議員。

○2番（大原 秀雄君） じゃあ、千葉県がJ Rのほうには要望を出すということでございますよね。それをやっていただいたとして、先ほど大雑把に四、五年と言いましたけれど、やはりそのぐらいはどうしてもかかるものなんですか。

○議長（石橋 伸一君） 鈴木まちづくり課担当課長。

○まちづくり担当課長（鈴木 信成君） お答えいたします。

測量調査等設計に関しまして、単年度でというわけにもなかなかいかないと思います。まず現況調査等を実施しまして、ある程度の延長の道路の、駅から今、拡幅されています榎本の交差点区間までの歩道の整備計画というものを作らざるを得ないのかなというところがございます。そういう設計等を含めまして、一、二年はかかるかと思えます。

J Rの協議に関しましても、概ね1年程度かかるのではないかとということございまして、実際概ね四、五年というところではないかと思えます。

○議長（石橋 伸一君） 2番 大原議員。

○2番（大原 秀雄君） 町長にご質問します。

今いろいろと流れを質問いたしました。私も一丁目一番地ということで努力してまいりましたが、これからは特に町として動いていただかなければなりません。なるべく早く、できれば私も町長も1期目のうちに完成させたいなと思うんですけども、町長としてはいかがお考えでございましょうか。

○議長（石橋 伸一君） 榎町長。

○神崎町長（榎 等君） お答えいたします。

最初の議会でも大原議員とお話をさせていただきましたときに、お互いに一丁目一番地というようなお答えをしたかと思えます。私もこの30年来、この踏切については県のほうに要望してきて、県のほうも一時、事業的に取りかかったわけですが、やはり用地交渉等で挫折をしてきた経緯があります。

しかし今回、大原議員が地元の地権者に対してこうした交渉を行っていただいて、かなり動きが出てきたという中で、今度ははっきり進められるんじゃないかなと思っています。そしてまた千葉県もやはり動きを加速させてくれると思っています。そうなれば、5年という事業ははっきり言って短いぐらいのものです。今まで道路事業をやって、5年以内に終わったものというのはなかなかないんですよ。当初計画で5年とって、5年で終われば本当はかなり早いものだと思います。

郡の踏切につきましても、やはりその程度かかっています。並木から郡のところですね。そうしたものですから、それを一体となって町と、それから地元、大原議員とみんなでやっていくと。私どもが1期でいるときに終われば一番いいですが、そういう意識を持って、私も一体となってやっていきたいなど、そんなふうに思っています。

○議長（石橋 伸一君） 2番 大原議員。

○2番（大原 秀雄君） 町長も全面協力していただけるということでございますので、本当によろしくお願ひしたいと思ひます。

また、今回のこの件に関しましては、先輩である寶田議員も動いていただいて、県議の方に頼んでいただいたりしておりますので、いろいろとご協力ありがとうございました。引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、この質問は前回もさせていただいて、今日の質問に関してもある程度の内容が煮詰まったということで、質問させていただきます。次に、神崎小学校と米沢小の統合問題についてでございます。この問題は、いろいろと昔から話をしてきた問題で、私の質問も合せて3回目でございます。過去の平成27年当時の検討委員会で話し合われたときとは大きく状況が変わってきております。それは子どもの少子化による減少と経費の問題があります。一概に教育を経済と絡めるつもりはありませんが、今のうちから将来どうあるべきかを話し合うことが大切なのかと思ひ、検討委員会の設立をお願ひいたしました。

まず、米沢小学校の現状の状況から質問をしてまいります。それでは、平野課長に質問いたします。今年度の米沢小学校の学年別生徒数と全生徒数を1年生から順にお答えください。

○議長（石橋 伸一君） 平野教育課長。

○教育課長（平野 悟君） 大原議員のご質問にお答えいたします。

令和2年4月1日現在の米沢小学校の学年別の児童数について申し上げます。まず最初に1年生ですが、1年生は6名です。2年生は8名です。（「8名」と呼ぶ者あり）8です。3年生は2名です。4年生は11名です。5年生は6名です。6年生につ

いては6名になります。合計で39名になっております。

その中で、1学期中に4年生の児童が転出いたしましたので、9月1日現在では38名の児童数になってございます。

以上です。

○議長（石橋 伸一君） 2番 大原議員。

○2番（大原 秀雄君） この米沢小学校の38名の中に、学区の違うところから入ってくる方はいらっしゃるんですか。

○議長（石橋 伸一君） 平野教育課長。

○教育課長（平野 悟君） 大原議員のご質問にお答えいたします。

米沢小学校区以外から米沢小学校に通学している児童は3名おります。うち2名の方につきましては、少人数学校で学ばせたいという保護者のご希望がありましたので、その方が2名いらっしゃいます。もう一名の方につきましては、保護者の就労により、子どもが帰宅後、家族の方が誰もいないというふうな状況があるので、米沢学区に住所を有している祖父母のお宅に通っているという子が1名いらっしゃいます。合計で3名です。

以上です。

○議長（石橋 伸一君） 2番 大原議員。

○2番（大原 秀雄君） 今、学区の違うところから3名いらっしゃるとお聞きしましたが、要望すれば学区を変えて入学はできるんですか。

○議長（石橋 伸一君） 平野教育課長。

○教育課長（平野 悟君） 大原議員のご質問にお答えします。

学区につきましては、神崎小学校及び中学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則というふうに定められております。基本的には住所地を有するところの学校のほうに通学するということが第一になりますけども、両親の共働きにより帰宅後、養育をしていただける方がいらっしゃらないだとか、あと特別な事情があるような方については申立てをしていただいて、それで学区の変更をすることが一応可能になっております。

以上です。

○議長（石橋 伸一君） 2番 大原議員。

○2番（大原 秀雄君） ということは、ご父兄の要望があればできるということですよ。それはそれとして、現状がそういうところの数ということになりますと、米沢小だけだと今のところは35名ということになるわけでございますよね。

次に、昨年度の米沢小学校の人件費を引いたいろいろな総経費、お答えください。

○議長（石橋 伸一君） 平野教育課長。

○教育課長（平野 悟君） 大原議員のご質問にお答えいたします。

米沢小学校の経費につきましては、令和元年度の決算書をベースに説明させていただきたいと思っております。施設を維持管理するために必要な項目として、管理費という項目のほうで決算書のほうに掲載させていただいております。令和元年度の決算額につきましては、1,013万5,000円の支出のほうをしてございます。30年度と比較いたしまして13.9%、金額として123万8,000円の増という形になっております。

増加の主な要因なんですけれども、令和元年度につきましては、米沢小学校のグラウンド整備を約200万円程度かけて整備させていただきましたので、その分として金額のほうが増加したというような状況でございます。

以上です。

○議長（石橋 伸一君） 2番 大原議員。

○2番（大原 秀雄君） 私がちょっとその決算書を見たら、もう少し額が大きいんじゃないのかなとは思いましたが、それはそれとしておいて、相当の経費が出ていると。これはこれで学校教育上の経費ですから、しょうがないかと思いますが、やはり頭の中にどのくらい経費がかかっているのか、生徒1人当たり50万円前後の経費というものがかかっているんじゃないかとは思っておりますが、それはやはりこれからの問題として考えていかなければならないんじゃないかと思っております。

次に、教育長にご質問いたします。前回の議会の質問の中で、検討委員会を作っただけということの返事をいただきました。その中で、ある程度の委員会のメンバー、人員が煮詰まってきたようでございますが、その人員等メンバーをお教えください。

○議長（石橋 伸一君） 椿教育長。

○教育長（椿 勇君） 今の大原議員の質問ですけれども、学校の在り方というのは多様な意見がある。それが教育だというようなことでありますけれども、前回の大原議員の質問においても、そういう懇談をする、あるいは委員会を立ち上げてそれを話し合うことが非常に今のこの少子化の中で大事ではないかというようなことであります。それは十分、私も理解しています。

そういう中で、委員会を立ち上げることは今後、考えて進めたいと思っております。幅広い方々を募りながら、そんな中で構成メンバーを十四、五名ぐらいで組織して、それで会議を招集する。その中でしっかり懇談を立てていくと、そういうふうな考え

ております。

○議長（石橋 伸一君） 2番 大原議員。

○2番（大原 秀雄君） 楽しみにしております。ありがとうございます。

教育長にご質問いたします。検討委員会、第1回目の会議はいつ頃を予定しておりますか。

○議長（石橋 伸一君） 椿教育長。

○教育長（椿 勇君） 委員会懇談会については、適切な時期をもって開催したいということで考えていますので、遅くとも年内12月押し迫らないうちにしっかり準備をして皆様方を招集して、懇談の会議を開きたいということですので、12月以内には開会をすると、そういうふうに今考えております。

○議長（石橋 伸一君） 2番 大原議員。

○2番（大原 秀雄君） 教育長から12月以内には第1回目の会議を開いていただけるという答弁をいただきましたので、本当にありがとうございます。楽しみにしております。

次に、質問を変えます。新型コロナウイルスに対する経済支援策についてでございます。私の今回3つ一般質問しますが、最後のご質問でございますが、この対策は国、県、町を挙げて経済支援対策を行っている問題でございます。町としてもいろいろな支援策を発表してまいりましたが、私も同僚の高柳議員と共同で4月中旬に町長宛ての要望書を提出いたしました。

内容は次のとおりでございます。6項目、要望書にはお書きしましたが、取りあえず4項目だけこういうものを出しましたというのを今、お話しします。神崎町限定で使用できる、いわゆる地域振興券2万円を全町民に交付すること。2、政府の新型コロナウイルス緊急支援対策において、児童手当1万円の上乗せを盛り込まれたところですが、更なる上乗せをすること。3、売上げの減少や資金繰りの悪化により厳しい状況に置かれている町内事業者を支援するため、一律に一定額の支援金を支給すること。4、町税、水道料金等の納付について相談体制を強化し、柔軟な対応を図ること。そのほか2項目、これは内部的なことでございますが、要望を提出させていただきました。

それから何か月かが過ぎて、この要望書に沿った形のものも出していただきました。その中で、まずは金田課長に質問いたします。今回、地域経済活性化券で9,870万の予算を取っておりますが、内容を詳しくご説明をお願いします。

○議長（石橋 伸一君） 金田まちづくり課長。

○まちづくり課長（金田 智君） お答えいたします。

地域活性化券、こちらはまず商品券ということになりますけれども、この商品券の内容といたしましては、1冊30枚綴りで、住民基本台帳に登録されている人数分を作成するということになりますけれども、概ね6,000セットということで予定をしております。

その1冊の内訳ですけれども、まず飲食店の専用券、こちらが額面500円券、こちらを10枚のセットにして5,000円分ということになります。それから、飲食店もこちらには含みますけれども、中小加盟店専用券、こちらと同じく500円券掛ける10枚で5,000円分、こちらを作成いたします。それから、大型店に限ったものと、それから全加盟店の共通券、こちら500円券を10枚ということで5,000円の綴りで作成いたします。

ちなみに大型店というものは、ヤックスドラッグの神崎店、それからナリタヤの神崎店、それから道の駅発酵の里、そちらも含んでおります。そこにありますファミリーマート、こちらも含んでおります。それと、町内にありますコンビニエンスストア、セブンイレブンの神崎店と、それからミニストップの神崎郡店、こちらの2店舗、こちらを含むような形になります。

その他の経費につきましては、予算書のとおりということになっております。

以上でございます。

○議長（石橋 伸一君） 2番 大原議員。

○2番（大原 秀雄君） この商品券、地域活性化券でございますが、これは商工会関係を通すということでございますか。

○議長（石橋 伸一君） 金田まちづくり課長。

○まちづくり課長（金田 智君） お答えいたします。

まず、作成した商品券、こちらは全部郵送いたします。各世帯に郵送することになります。それから、店舗で使っていた後の換金等は全て商工会に委託するということになります。その他、宣伝とかそういったものに係るものにつきましても、全て商工会に委託するような形になります。

以上でございます。

○議長（石橋 伸一君） 2番 大原議員。

○2番（大原 秀雄君） ということは、商工会はあまり通さないということですか。

○議長（石橋 伸一君） 金田まちづくり課長。

○まちづくり課長（金田 智君） お答えいたします。

郵送だけは役場で行います。あとの事務処理につきましては全て商工会さんにお願

いする形になります。

以上でございます。

○議長（石橋 伸一君） 2番 大原議員。

○2番（大原 秀雄君） 商工会さんをお願いするということは、本当にそれはそれで非常に商工会のほうもプラスになるんじゃないかと思えますし、同僚議員の中には会長をやっている高橋さんもいらっしゃいますので、よろしく願いいたします。

そういうことで、この配布の時期と有効期限関係に関してお答えください。

○議長（石橋 伸一君） 金田まちづくり課長。

○まちづくり課長（金田 智君） お答えいたします。

まず、配布の時期でございますけれども、10月中には配布いたしまして、まず11月1日から使えるような形を取りたいと思います。

使用の期限なんですけれども、現在2月いっぱいとするか、それとも来年の3月31日までに延ばしまして、あとそこにつきましては繰越しの処理が必要になってまいりますので、その辺はまだ今、検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（石橋 伸一君） 2番 大原議員。

○2番（大原 秀雄君） 商品券に関しては、非常に町民も期待しておりますので、よろしく願いいたします。

次に、町長にご質問します。新型コロナウイルスの状況が冬になり第3波となった場合、更なる支援、お考えですか。そのお考えをお聞かせください。

○議長（石橋 伸一君） 椿町長。

○神崎町長（椿 等君） お答えいたします。

経済対策というようなことでいえば、今回、補正をいただいたもの、それから専決をいただいたもの、まだまだ消化し切れていないものがいっぱいあるわけで、ましてや今回の1人1万5,000円の商品券も10月、11月になってしまいますので、私はこれがちょうど年末年始に大きく関わってくれば非常にいいなと思っているわけで、事業者の方が一番資金が必要なときに回ってくれるとうれしいなと思っています。

それで、来年の2月、3月まで使えるという状況にしますと、かなり長くなっていくのかなということで、その状況もある程度、見ていく必要もあるのかなとは思っているところです。

そしてまたそのほかにも今回また新たに新しく生まれた赤ん坊、そしてまた大学生に対する助成というような形で行っておりますので、そうしたいろいろな経済対策を

見ながら、次の経済対策は打っていききたいなどは思っています。そういう状況が生まれれば、必ずやるしかないんだろうとは思っています。

それともう一つ、感染対策につきましても、今マスク、それから消毒液等も町民の皆さんに行き渡るような形で、確保を進めていますので、本当にまたいつ逼迫するかわかりませんので、そういう状況が生まれたときにはそういう配布も積極的に行っていきたいと、そんなふうに思っています。

○議長（石橋 伸一君） 2番 大原議員。

○2番（大原 秀雄君） 第3波が来たときにはそれなりに検討し、考えていただけるといふ心強い答弁をいただきましたので、現状の打ち出している対策がどのくらい町民の方々に影響するのを見極めてからでもよろしいんじゃないかとは思いますが、第3波というのは本当に今ささやかれ出しておりますので、ぜひその辺のところは頭の中に入れていただき、調整のほうをお願いしたいと思います。

そろそろ時間、大丈夫ですか。

○議長（石橋 伸一君） 40分まで。

○2番（大原 秀雄君） そうですか。私のほうとしましては、ちょっと5分ほど残しますけれども、質問のほうはこれで終了したいと思います。

○議長（石橋 伸一君） 以上で、2番 大原秀雄議員の質問を終わります。

一般質問を続けます。

◇ 3番 高柳 智 君 ◇

○議長（石橋 伸一君） 3番 高柳 智議員の質問を許します。

○3番（高柳 智君） 議員番号3番 高柳 智です。議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問を行わせていただきます。

まずは、新型コロナウイルスの影響で現在、苦しい思いをされている方々に対しまして、心よりお見舞い申し上げます。また、町長をはじめといたしまして、職員の方々には通常業務に加えまして新型コロナウイルスに対する迅速な対応を取られていることに敬意、感謝を申し上げます。そして、国の二次補正予算をフル活用いたしまして、更なる対応を、補正予算を合わせまして計画されていることは、誠に心強い限りであります。何よりも一日も早い感染の収束、特効薬、ワクチン開発が待たれるところでございます。

一方、当町におきましても大きな被害をもたらしました今年の台風15号、19号及び

10月25日の大雨災害も、あれから1年になろうとしております。また災害の季節がやっけてまいります。新型コロナウイルス対策に追われる中、災害に対しての対応も求められるところでございます。

そこで、私の質問ですが、3つ。新型コロナウイルス対策につきまして、2つ目が災害対策につきまして、3つ目が防災対策につきまして、大きく3点お聞きします。

まず最初に、新型コロナウイルス対策について質問を行いたいと思います。

以降につきましては、自席にて行います。

○議長（石橋 伸一君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） 新型コロナウイルス対策につきまして、対策本部が立ち上げられていると思います。対策本部に対します問い合わせ及び相談等の内容等についてお聞かせ願いたいのですが。

○議長（石橋 伸一君） 石井総務課主幹。

○総務課主幹（石井 達矢君） 私のほうから、まず対策本部の設置について申し上げさせていただきます。

町では、関係部署が連携して迅速に感染予防等の対策を講じられるよう、令和2年2月3日付で新型コロナウイルス感染症対策本部を設置してございます。その中で、外部団体の対策メンバーとしまして、大栄消防署長にご協力をいただいております。また、オブザーバーとしまして、香取警察署、香取健康福祉センター、神崎町社会福祉協議会、神崎クリニックにそれぞれご協力をいただいております。

○議長（石橋 伸一君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） 保健福祉課からは、健康面についての相談についてお答えさせていただきます。

今回の新型コロナの関係で健康面が心配、咳が出る、熱が出る、そういった件でのご相談はございませんでした。やはり早くからコロナ関係の相談については帰国者・感染者相談センター、保健所のほうにご相談くださいというようなことで周知しておりましたので、そういったものが効いているのかなと考えます。

ただ1件、問い合わせがございました。問い合わせの内容としましては、感染者が確認された場合、町は感染者にどのように対応するのかというようなご質問でございました。感染者の対応につきましては、県のほうで対応するというので、今回1件の方、不幸にも感染された方がいらっしゃいましたが、今回の1件の方につきましては、県から1件、感染者確認されましたよということだけで、具体的な個人名とかお住まい、そういったものは一切、町のほうには伝達されることはございませんでした。

従いまして、県のほうも感染者が出た場合は感染者に対する入院の斡旋とか住居の消毒指導、そういったものは県でやるというようなことで、それぞれ町と県との役割分担を決めておりまして、それに従って相談等、対応等しているような状況でございます。

○議長（石橋 伸一君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） そうしますと、対策本部自体には質問はなかったということで、もっと問い合わせ等があるのかなと思ったんですけど、そうでもないということなんでしょうね。

多分、それで今後聞きますけども、個人支援とか事業者の支援の具体的な支援については各担当課にご質問があったのかなと思います。そこで、まずその支援関係なんですけれども、個人に対する支援環境の現状、中には締切り、過ぎたものもあると思いますので、結果等をお聞きしたいと思います。まず、これは国の施策なんですけれども、特別定額給付金、こちらはもう締切り終わっていますよね。執行状況、結果について教えてください。

○議長（石橋 伸一君） 石井総務課主幹。

○総務課主幹（石井 達矢君） 特別定額給付金につきましては、5月7日から受付事務を開始しております。9月3日をもって支給を終了しております。給付金の対象世帯数についてですが、2,493件、対象者数が5,968人となっております。それに対しまして、支給の実績ということですが、支給世帯数は2,490件、支給人数につきましては5,965人、支給金額は5億9,650万円ということになりました。支給率については99.9%でございます。

以上です。

○議長（石橋 伸一君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） 99.9%というのはほとんど100%じゃないかと思われまして。あくまで申請なので、給付なので、100%を目指すところではあると思うんですが、結果的に3人の方に給付できなかったと思われまして、3人の方はどのような状況で給付できなかったんでしょうか。その原因を教えてください。

○議長（石橋 伸一君） 石井総務課主幹。

○総務課主幹（石井 達矢君） 議員がおっしゃったように、未支給者につきましては3件、3人という実績でございます。

その内訳なんですけど、1件につきましては、受取り希望をしなかったという方が1名でございます。それ以外の2件につきましては、こちらのほうで再通知だとか戸別

訪問したんですが、なかなかお会いできないというのもあって、結果的に未申請という方が2件のお2人という結果でございます。

○議長（石橋 伸一君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） 3名の方はどうしてもしょうがないということだと思います。

6月議会だったかちょっと忘れたんですが、近隣の状況で、県内でもすごく高い状況だったと思うんですが、この99.9%というのはほぼ上位と考えてよろしいんでしょうか。分かる範囲で結構なんですが、いかがですか。

○議長（石橋 伸一君） 石井総務課主幹。

○総務課主幹（石井 達矢君） 県のほうで取りまとめている結果がございまして、今、最新のもので9月11日終了時点というものが手元に資料ございます。市町村によってはまだ締め切っていない、これから支給があるというのもございますので、これが最終的な結果だということはまだ申し上げられないんですが、9月11日時点ということで99%は、県内では一番いい支給率となっております。

給付済みの世帯数の残を見ても、神崎町で残り3件ということで一番いいんですが、この時点では次に残り6件というのが、長柄町さんが残り6件ということで2位。それ以降は9件、10件ぐらいの残りの世帯数ということで、この時点では神崎町が支給率としては最も高いということが言えるかなと思います。

以上です。

○議長（石橋 伸一君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） 職員の方々、本当にご苦労様でございました。

続きまして、子育て世帯に対する支援について、町単独として神崎町子ども生活支援金支給事業、ほかに国の施策といたしまして、子育て世帯への臨時特別給付金、また、ひとり親世帯臨時特別給付金があると思います。それぞれの執行状況について教えていただきたいと思います。

○議長（石橋 伸一君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） ただ今のご質問にお答えいたします。

子ども生活支援金につきましては、既に6月8日をもちまして対象者数689名の児童に対して689万円、給付を完了してございます。

また、子育て世帯への臨時特別給付金につきましては、こちらにつきましては児童手当の対象数に、県のほうでガイドラインで示された係数を掛けまして予算を計上してございますが、その数が569件。現在まで558件について給付のほうは完了しております。実数につきましても、あくまでも見込みの数ですので、この後、こちらのほう

で分かる範囲は申請のほうを促すような形で給付のほうを進めてまいりたいと考えております。

○議長（石橋 伸一君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） ひとり親世帯臨時特別給付金の執行状況はいかがですか。

○議長（石橋 伸一君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） 申し訳ございません。ひとり親世帯への臨時給付金につきましても、手元にデータがないもので、お答えできません。

○議長（石橋 伸一君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） こちらは国の施策ですので、町単独の子ども生活支援金支給事務のほうは滞りなく進んでいるということで、了解いたしました。

続きますのは、先ほど大原議員の質問の中にもございましたが、国保税等を含みます町税及び水道料金等の徴収猶予だったり減免等の申請の状況、問合せの状況等はいかがでしょうか。

○議長（石橋 伸一君） 浅野町民課長。

○町民課長（浅野 憲治君） 高柳議員のご質問にお答えいたします。

町税の減免であるとか徴収の猶予につきましては、町のホームページであるとか広報で随時お知らせしているところであります。当然、窓口のほうでも随時そういった相談は受け付けているという状況です。

その中で、納税相談ですけれども、8月末までに全部で12件ありました。そのうち国民健康保険税の減免については、申請が7件、決定が5件ということです。減免の対象税額ですが、89万2,200円に対して、減免額が75万7,800円。変更後、この税額が13万4,400円となっております。

また、徴収の猶予、こちらにつきましては、申請が5件、決定が5件ありました。猶予許可の累計額は39万8,000円です。うち令和3年度への繰越見込み額は19万6,000円となっております。

猶予の税目といたしましては、住民税と固定資産税となっております。なお、猶予の期間ですけれども、1年間を限度としております。申請から1年間を限度として、徴収の猶予を認めております。

以上です。

○議長（石橋 伸一君） 鈴木まちづくり課担当課長。

○まちづくり担当課長（鈴木 信成君） 高柳議員の水道料金等の件に関しまして、お答えいたします。

普段から水道料金に関しましては、滞納者へは戸別の訪問等を行いまして督促等を行い、更に未払いが続くようであれば給水停止等の措置をしているところでありまして、しかしながら、今般のコロナの関係につきましては、そのコロナの影響による滞納者につきましては、厚生労働省からの通達がございまして、給水停止等の措置は行わないということになってございます。また、支払い等の猶予も設けてくださいということでもございました。

ただ、今回の神崎の水道に関しましては、相談が1件ございましたが、その方は翌月に支払いがありましたので、相談件数としては1件ということでもございます。

以上でございます。

○議長（石橋 伸一君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） 何件かやはり猶予等の内容があったと思われそうですが、理由としては、やはりコロナ関係による所得の減収等ということでしょうか。

○議長（石橋 伸一君） 浅野町民課長。

○町民課長（浅野 憲治君） 質問にお答えいたします。

今回の減免ないし徴収の猶予ですけれども、コロナによる影響に限定されておりますので、今回受けた中では影響により収入が減ってしまったと。国民健康保険税では概ね3割以上、徴収の猶予については2割以上、前年に比較して、また月単位で2割以上減収があった方をというふうな条件もあるんですけども、対象として減免と猶予を行っております。

以上です。

○議長（石橋 伸一君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） 恐らく今後もまだそういう方が出てくることが予想されるのではないかと思いますので、その際には適切に相談に乗っていただきたいと思います。

今のお話にもありましたけれども、全国的にやはり職を失うことによります収入の減によります生活困窮に陥っている方が急増している現状であると思います。その中で、国の制度なんですけれども、生活資金関係に関します貸付けが制度としてございます。その中で、家賃保障といいますか家賃の補助をするということで、住宅確保給付金の制度自体、以前からあったと思うんですが、ここら辺も現在どういう状況になられているか、状況を教えていただけますでしょうか。

○議長（石橋 伸一君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） ただ今のご質問にお答えいたします。

住居確保給付金につきましては、こちらは県が実施してございます。県が中核地域

生活支援センター、香取市に近隣ですとございます。事業自体を香取CCCという福祉団体のほうに業務委託して、実施してございます。

そのような中で、この給付金につきましては、町内の在住の方につきましては9件の申請があり、64万2,600円の貸付けを行ったということでございます。

○議長（石橋 伸一君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） 現状で9件ということですが、これは増えているんでしょうか。

○議長（石橋 伸一君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） 今回の申請、始まってから5月に9件あったのみで、それ以降は増えていないというようなことで伺っております。

○議長（石橋 伸一君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） ありがとうございます。

続きまして、貸付け関係の緊急小口資金の貸付け、これも特例として、総合支援資金の貸付けと、多分、社協さんが窓口になられているのかなと思うんですが、分かる範囲でよろしいんですが、申請等の状況を教えていただけますでしょうか。

○議長（石橋 伸一君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） 緊急小口資金、こちらにつきましては、今お話ありましたとおり町社会福祉協議会が窓口になりまして、県社協が実施主体というふうなことで行われております。

小口資金につきましては43件、そして総合支援資金につきましては33件、合わせて76件ございました。ただ、こちら、それぞれの資金、両方借り受けることができますので、実人数としましては50件と伺っております。

○議長（石橋 伸一君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） この緊急小口貸付資金というのは、確か外国の方も対象になっていたかと思うんですが、外国の方の割合とかというのは詳しくは分からないでしょうか。

○議長（石橋 伸一君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） ただ今のご質問にお答えいたします。

割合については、正確な数字は確認してございません。ただ、外国の方が大変多いというようなことで窓口の職員から話を聞いております。

○議長（石橋 伸一君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） 資金の貸付け等々、やはりコロナの影響で生活困窮に陥っている方が、この神崎でも影響が出ているというお話でしたが、生活保護の状況なんです

が、生活保護の受給の方というのは増えておりますでしょうか。

○議長（石橋 伸一君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） ご質問にお答えいたします。

確かにこのコロナの感染、拡大している中で、生活保護のご相談件数は増えております。実際に生活保護という形で給付を受けている方につきましても何件かあるような状況です。

○議長（石橋 伸一君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） ありがとうございます。続きまして、事業をされている方々に対する支援についてお聞きいたしたいと思います。

この町独自の給付金だと思うんですが、小規模事業者緊急支援給付金の状況についてお聞かせください。

○議長（石橋 伸一君） 金田まちづくり課長。

○まちづくり課長（金田 智君） お答えいたします。

こちらの小規模事業者緊急支援金でございますけども、現在76件お受けしております。1件につきまして10万円を給付しておりますので、760万円の給付ということになっております。予算額として、2,000万円ありますので、まだ半分まで行っていないということでございます。

以上でございます。

○議長（石橋 伸一君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） また、休業要請等協力金というものもあったと思うんですが、こちらの状況もお聞かせください。

○議長（石橋 伸一君） 金田まちづくり課長。

○まちづくり課長（金田 智君） お答えいたします。

休業要請協力金につきましては、飲食店14件、それから観光いちご園、こちらは2件ということで、合計16件の方々に給付をしております。1件につきまして10万円ということですので、16件で160万円の支出ということになっております。予算額160万円でしたので、全額支出済みということになります。

以上でございます。

○議長（石橋 伸一君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） こちらは国の制度なので、町は関わっていないので、状況が分かればいいんですが、いわゆる持続化給付金の状況というのは分かりますでしょうか。分からなければ結構なんですが。

○議長（石橋 伸一君） 金田まちづくり課長。

○まちづくり課長（金田 智君） 申し訳ございません、持続化給付金につきましては掌握しておりません。承知しておりませんので、申し訳ございません。

○議長（石橋 伸一君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） 先ほど町長のお話もございましたし、補正予算等にもございますとおり、補正予算の中には大学生支援給付金、子ども生活支援給付金、先ほど大原議員のご質問にもありましたが、商工業者緊急支援事業等、子育て世代、事業所の方々を中心に、非常に幅広い政策が打ち出されておりました、非常に心強いところがあります。

ただ一方、ちょっと忘れ去られているのが、感染を恐れて外出を控える高齢者の方々が全国的には多いと聞いておりますし、身近でもお話を聞いております。いわゆる買い物困難者と言われているんですが、買い物困難者の定義というのは、国の定義を見ますと3つございまして、1つが自宅から食料品が買える店まで500メートル以上ある。自動車を使用することが困難であること。また、65歳以上であるということの3つなんですけれども、この点から見てみますと、神崎町はかなり該当される方が多いのかなと思うんですが、また、今年の3月、国の調査が市町村にあったんですが、85%もの市町村が何らかの対策が必要であると回答しているそうです。

やはり自助・共助の中で、なかなか表には出ませんが、補っているのかなという状況が推察されるんですけれども、そのような中で、何か高齢者等買い物困難者に対する支援策等をお考えかどうかをお聞きしたいんですが。

○議長（石橋 伸一君） 金田まちづくり課長。

○まちづくり課長（金田 智君） お答えいたします。

まちづくり課所管といたしましては、まず平成30年の9月からスーパーナリタヤさんをお願いをいたしまして、移動スーパーとくし丸、こちらを運行しております。毎週水曜日と土曜日ということで、利用者は結構少ないらしいんですけれども、取りあえず水曜日、土曜日だけは運行していただいているような状況です。利用者も随時更新されているということを知っていますので、またこちらを充実させていければと考えております。

あともう一点、これは期限限定ということになってしまいますけれども、今回、地域経済活性化券、使っていただくこととなりますけれども、そちらの事業者様のご協力も要るんですけれども、買い物の足としまして、タクシーをご利用いただくのも、これも1つの考えかなと思っております。充実を図りたいと思っております。

以上でございます。

○議長（石橋 伸一君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） そうしますと、先ほどの商工業者緊急支援対策事業の1万5,000円の対象として、タクシーもOKだということなんですね。分かりました。

ほかの自治体を見ても、例えば港区だったり、港区は大きいところなんですけど、洲本市とかは、何件かの事業所では買い物の代行サービスというのがあるようです。運用の仕方というのはまちまちで、直行でやられているところもあれば、社会福祉協議会さんとかタクシー業者さんとかが高齢者の方の要望によって買い物等を代行するというような制度もあるみたいですね。実際のニーズという意味では、神崎の人口からいきますとそんなにはないのかなとは思いますが、この制度をやられているところは、まだその結果といいますか出てきていませんので、制度としてはいいと思うんですが、かなり限定でやられているということもありまして、1つご参考にされてはいかがかなと思っております。

続きまして、今まで各補正予算等で財源の付け替えだったり何件か出されていると思います。来年度予算は非常に税収等の落ち込みも懸念されますし、交付税も国がお金がない状況ですので、縮小等もひょっとしたら考えられるのかなと。いずれにしても非常に厳しい状況が予想されると思います。繰越しはなるべく多いほうがいいのかなと個人的には思っておるんですが、6月議会で大原議員も質問されていましたが、各事業、何事業か中止等されている事業があると思います。こちらの影響額、分かる範囲で結構なんですけど、教えていただけますでしょうか。

○議長（石橋 伸一君） 石井総務課主幹。

○総務課主幹（石井 達矢君） 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、各種イベントの中止や事業の見送りをしてきたところでございます。今回の補正予算では、高柳議員おっしゃったとおり、敬老大会やなんじゃもんじゃいきいきフェスティバルなどのイベントの中止と、これは総務課関係なんですけど、庁舎の屋上防水工事の見送り等によりまして、約2,000万円を減額したところでございます。

これからの話なんですけれども、小中学校、保育所の休校・休所期間の賄い材料、あるいはイベント等の中止・縮小による影響額、今後、約1,000万円ほど見込んで、合計しまして約3,000万円ほどの減額を見込んでおるところでございます。

以上です。

○議長（石橋 伸一君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） ありがとうございます。

次に、災害対策についてでございます。当初予算、補正予算等でもありましたが、やはり災害の時期を迎えます。対策を着々と進めていらっしゃる状況だと思われませんが、まず当初予算にもございました非常用電源整備の事業の工事の進捗状況についてお聞かせください。

○議長（石橋 伸一君） 石井総務課主幹。

○総務課主幹（石井 達矢君） お答えいたします。

6月30日に非常用電源整備事業の工事の入札を執行しまして、同日付で落札業者との間で工事請負契約を締結したところでございます。その後、8月に工程管理などに関しまして打合せを行ったところでございます。現在は、発電設備本体の製作中でございます。11月中旬までかかる予定となっております。

なお、今後の予定なんです。11月から年末にかけて庁舎内の配電等の電気設備工事を行いまして、1月上旬に試験調整、下旬に検査完了、竣工予定という見込みとなっております。

○議長（石橋 伸一君） 平野教育課長。

○教育課長（平野 悟君） 高柳議員のご質問にお答えいたします。

教育委員会所管の神崎ふれあいプラザの非常用発電設備に関する設置工事につきましてお答えしたいと思います。この工事につきましては、7月21日に入札を行い、業者さんが決定し、同日付で契約のほうを行いました。工期につきましては、7月22日から翌年の3月20日までの期間となっております。

進捗状況につきましては、8月26日に第1回目の打合せ会議を行い、現在、発電機の発注や工事の準備に係る調査などを進めているような状況でございます。調査が終了した箇所より、新設ケーブル敷設のためのブラケットの加工やラックの新設、あとケーブルの整理、それと発電機などを設置する場所の選定や試掘などに着手するような状況でございます。数値で表すと、約5%の状況かなというところとなっております。

今後は、10月頃に発電機等の基礎工事や配線工事、12月に既存の高圧受電設備の改修、2月に発電機の設置等を行う予定でスケジュールのほうを組んでいるような状況でございます。

以上です。

○議長（石橋 伸一君） 鈴木まちづくり課担当課長。

○まちづくり担当課長（鈴木 信成君） それでは、水道事業に関しまして、本年度、非常用電源の購入予算を計上しておりますので、進捗状況についてご説明申し上げます。

す。

停電対策としていたしまして、古原浄水場に浄水・配水を行うための非常用発電施設を配備しております。地下水の取水を行う井戸の電源としまして、可搬式ディーゼル発電機を1台常備しているところでありまして、今年の台風では供給・給水は可能でございました。

これまでは停電時における使用水量を考慮しまして、最低限の装備で対応していたところではありますが、想定外の被害を考慮しまして、今年度、全てのポンプ場に電源を供給できるように、可搬式ディーゼル発電機を4台購入しまして、地下水も表流水もどちらの水源でも停電対応が可能ないように体制を整えたところで、全て完了してございます。

以上でございます。

○議長（石橋 伸一君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） ありがとうございます。いずれにしましても年度内には終わるという見込みでよろしゅうございますね。

続きまして、災害といえば避難所の問題が近々で問題になると思われれます。また、避難所の新型コロナウイルス感染対策等につきまして、今どのような対応を考えているのか状況等を教えてください。

○議長（石橋 伸一君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） 避難所の衛生面での感染対策について、お答えいたします。

まず、避難所につきましては、受付時に検温とその日の体調、そういったものを確認するチェックシートの記入をお願いしております。体調が異常ないか確認し、もし異常があるような方がいらっしゃいましたら、一般の避難者とは別の場所に待機していただくような形で避難スペースを用意してございます。そういった方につきましても、一般の方と動線が交わらないような形で避難スペースの区切り、間仕切り等を考えております。

避難所では、手指消毒やマスクの着用を徹底していただき、更に県が示しております避難所の運営ガイドライン、こういったものを参考に、避難所での避難者のスペースの確保、健康管理体制の構築を図り、感染対策の物資、資材等の確保に努めてまいりたいと考えております。

○議長（石橋 伸一君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） 今、ガイドラインに沿って対応するということですが、マニユ

アル等はできているのでしょうか。すみません、受入れマニュアル等ですね。

○議長（石橋 伸一君） 石井総務課主幹。

○総務課主幹（石井 達矢君） 「避難所運営マニュアル」というのを昨年度、策定しまして、揃えてございます。

以上です。

○議長（石橋 伸一君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） ありがとうございます。

続きまして、運営マニュアル等はできているとお聞きしましたが、これはやはり予行練習等シミュレーション、設営から受入れまでの等はやっておくべきじゃないかなと思うんですが、そちらはいかがでしょうか。

○議長（石橋 伸一君） 石井総務課主幹。

○総務課主幹（石井 達矢君） 令和2年度の防災訓練を先日、8月31日に実施したところでございます。その中で、避難所設営訓練を神崎ふれあいプラザにおいて実施しております。併せて当日、藤の台地区の方にご協力いただきまして、避難訓練も同時に行っております。

ふれあいプラザにおきましては、段ボールの間仕切りだとか簡易ベッドなどを組み立てて滞在スペースを設営し、受付では検温や問診など健康チェックのシミュレーションなどを行いました。

なお、神崎小学校及び米沢小学校の6年生にも参加していただきまして、段ボールベッドの組立てや、避難者役となってもらなどいろいろな体験をしていただいたところでございます。その受付の際に、避難訓練をされてきた藤の台地区の住民の方も一緒にその受付訓練のほうにも参加していただいたというところでございます。

避難所内につきましては、一般避難者あるいは要援護者、発熱者などのゾーン分け、ゾーンの区分けをしまして、感染リスクを考慮したレイアウトを試してみたり、避難所設置時に必要となる物品などの再確認を行ったところでございます。

今後も更に実践的な訓練を行ってまいりたいと考えております。

○議長（石橋 伸一君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） なかなか実践に即した細かい訓練、シミュレーションをされたということで心強いんですが、避難する場合に、空振りだったと言われるケースもあると思うんですが、空振りと捉えず、避難はなるべく早いほうが、避難勧告ですか、は早いほうがいいと思います。空振りでなく素振りだと思えば、次に対応できると思いますので、そちらも、確か去年ふれプラがいっぱいになったので小学校を急いで開

けたというような記憶がございますので、なるべくそこは先々、素振りで終わる分にはいいので、後手後手にならないように対応していただきたいと思います。

また昨年、独居の高齢の方で、台風前も後も独居の方なので非常に不安だったというお話も伺いましたので、今年はハザードマップも作ってございますので、個々に独居の方に台風前の準備や避難に関する情報の周知等々、また台風後の迅速な見舞い等をしていただきたいと思います。

これは全国的なものに関する事なんですけれども、他の自治体とか企業等でも最近はやりになっておりますが、業務継続計画、いわゆるBCPというものを作っているケースが多いです。いわゆる役場でいえば役場の機能を停滞させずにどういうふう継続していくか、これは感染だけに係ったものではなく、例えばここら辺ですと、考えられるのは空港危機災害というのも考えられるのかもしれませんが、全体にしまして、業務継続計画等は策定等、または策定のお考え等はございますでしょうか。

○議長（石橋 伸一君） 石井総務課主幹。

○総務課主幹（石井 達矢君） お答えいたします。

業務継続計画、いわゆるBCPにつきましては、災害発生時に短時間で重要な機能を再開し、業務を継続するために事前に準備をしておく対応方針を定めておくというものでございます。被害の拡大や社会的混乱を最小限に抑えるための計画ということで取り組んでいる市町村が多いというのも承知しております。

この度新型コロナウイルスの対応に際しまして、そのために特化した計画としまして、新型コロナウイルス感染症対応業務継続計画というものを町のほうでは作成いたしまして、今回の非常時の優先業務について定めたところでございます。災害時における業務継続計画に関しましてはこれからということなんですけれども、現行の地域防災計画にも策定に努めるよう定めておりまして、本年度、地域防災計画の見直しをしております。見直し改定完了後にも策定に向けた検討をしてみたいと考えております。

以上です。

○議長（石橋 伸一君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） ありがとうございます。なかなか全体を見ますといろんな災害等々考えられますので、範囲は広くなると思うんですが、よろしく願いいたしたいと思います。

最後です。防犯対策なのですが、若干、一般質問の中で荒井議員も同じような質問を出されていますが、かぶらない範囲で質問したいと思います。このやはりコロナ禍

の中で、今まででは考えられない生活、行動を自粛されたり、全ての町民の方々皆さんが多かれ少なかれ何らかのストレスを感じていると思われます。このようなときには、本当に思いもかけないような事件、事故が発生するのではないかと考えられます。以前、植房のほうでも何か女子学生さんが車から物を投げつけられたとかということもあったと思いますが、そんな犯罪等の対策、こういう抑止力といたしまして、防犯カメラの設置は有効だと思われます。町では、今年ですか、庁舎等、またそれを補完するために、庁用車にドライブレコーダーを設置しております。

そんな中で、防犯カメラの設置、個々の人が設置したり、その地域の人が設置するようなものに補助を出すというような自治体も、ここら辺では船橋とか印西とか我孫子とか、あと白子町なんかも要綱等を作っておる状況であります。対象経費、上限額は個々に違うので、自治体の規模もありますので。また、個人を対象にしたり団体を対象にしたり、例えば映す場所も公道を入れなきゃいけないとか、個々に要件は違うんですが、そのような地域であったり個人であったりに対します防犯カメラの設置に対する補助等のお考えは今後、考えていく余地があるのか、ないのか、いかがでしょうか。

○議長（石橋 伸一君） 久保木総務課長。

○総務課長（久保木 豊吉君） 高柳議員のご質問にお答えいたします。

防犯カメラ、高柳議員がおっしゃるように犯罪等の抑止力に非常に寄与するものではないかなと思っております。ご質問の中にありましたけども、防犯カメラについて、いわゆる町ですとか、公共の団体が設置するもの以外で個人の設置、個人の設置の中には本当に個人と、それから自治会であったり商店街であったり、いわゆる団体、そういったものが設置するもの、2通りが考えられるというお話でございます。

現在のところ、本町においてそういった個人に対する助成制度は行っておりません。近隣の様子、それから先進地事例等を見ますと、確かに茨城県のほうで県内初ということで、今年度から上限を設けて個人の自宅に設置するものに対する補助の制度ができています市町村もある。それから、これは県の補助金等を活用してというのが前提になるんですけども、自治会、それから商店街組合、そういった団体が設置する条件を具備した段階で設置を補助するというようなもの、これは近隣で多古町がそういったものの補助制度を設けております。

ただ、先ほど申し上げましたように、この防犯カメラにつきましてはある程度の財源が必要になります。その後の設置した後のランニングコスト等の経費も必要になります。そういったことから、県の補助制度、そういったものが活用できるというよう

なことを踏まえた中で検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（石橋 伸一君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） ありがとうございます。

時間、ちょっと早いんですけども、以上をもちまして私の一般質問を終了させていただきたいと思えます。

○議長（石橋 伸一君） 以上で、3番 高柳 智議員の質問を終わります。

ここで休憩します。議場の時計で午後2時45分まで休憩といたします。

（午後2時28分）

○議長（石橋 伸一君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

（午後2時45分）

○議長（石橋 伸一君） 一般質問を続けます。

◇ 5番 鈴木 節子 君 ◇

○議長（石橋 伸一君） 5番 鈴木節子議員の質問を許します。

○5番（鈴木 節子君） 鈴木節子です。ただ今、議長より許可されましたので、発言させていただきます。

国家の政策は、国民の生死を左右します。新型コロナウイルスの感染が広がり、多くの人々がこの事実に向き合わざるを得なくなりました。国家は主権者からあずかった権限を正しく使っているのか、リーダーは説明責任を果たしているのか、憲法の国民主権の在り方が今、問われています。国民主権とは、政府が権力行使の理由を国民に明らかにし、責任を負う枠組みです。しかし、当事者が意のままに現実を規定する権威主義が幅をきかせる現政府は、説明をせず、責任も負わないのです。私たちはそんな姿を目にしてきました。布マスク配布一つとっても、決定過程や費用対効果が十分に説明されたとは言えません。みんなが使わないアベノマスクを配るお金を医療機関の支援に回したほうがよかったのという声も多く聞きます。そのほかにも巨額の予算が投じられるのに、本当に必要なところに届くのか、何より、首相は国民の心に響く言葉を届けられているのでしょうか。原稿を読むだけでは困るのです。中長期的な視点に立ち、国民全体のことを考え、野党と熟議し、国民に説明を尽くし、責任を

負わなければいけません。公文書を改ざんしたり、都合よく法の解釈をしたりする姿勢とは対極にあります。

非常時にあっても、私たち一人一人が政治になぜを突きつけ、責任の所在を問う意識を持ち続ける必要があります。国民主権に命を吹き込むのは、ほかならぬ国民自身なのであります。町もそのことを念頭に置き、いつでも住民の生活に寄り添った政策を行うようにしていただきたいと思います。

以下は自席にて行います。

○議長（石橋 伸一君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） 最初は、コロナ対策についてお聞きしたいと思います。

コロナ対策の最たるものは、PCR検査もしくは抗原検査と、保護隔離にあるということで、去る7月30日に椿町長は、香取市、銚子市、旭市、匝瑳市市長及び東庄、多古町町長と共に合同で千葉県森田知事と会談し、PCR検査センターが必要だと求めたそうですが、知事の回答はどうだったのでしょうか。町長。

○議長（石橋 伸一君） 椿町長。

○神崎町長（椿 等君） お答えいたします。

その場では、すぐやるというようなお返事はございませんが、検討させていただくというようなことで。ただ、今、現実に地元で香取郡市では、地元医師会と協議を重ねておりまして、業務を医師会に委託するような形で、感染症の検査センターの設置をやるというような動きが出てきまして、今その準備がなされてきているところでございます。そういった意味では、そうした働きかけが少しずつ実りつつあるのかなど、そんなふうには思っているところでございます。

○議長（石橋 伸一君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） そのPCR検査センターはいつ頃から動き出す予定なんですか。ただこれから作りますという感じだけではちょっと困るんですが。町長。

○議長（石橋 伸一君） 椿町長。

○神崎町長（椿 等君） お答えいたします。

やはり皆さん要望しているのは、この冬にインフルエンザと、それからこのコロナの区別がつかない状態の中で、やっぱり医師会のほうでも現実には受け切れない状況ができるわけです。そのためにも、検査センターを作ってコロナとこの仕分けをはっきりしていこうというような体制を進めていますので、そういう状況に間に合うような形で今、進めているとは聞いております。

○議長（石橋 伸一君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） 冬にはインフルエンザの流行も心配されるわけですから、その前にある程度、政策を立ち上げないと困ると思います。そこで、PCR検査は保健所経由でも医療機関経由でもなかなかできにくい状況にあります。無症状の場合ですね。近くに感染者が出た場合には、濃厚接触者ということで検査されるわけですが、無症状の場合には、私、検査してほしいんですけどと言ってもなかなかそういうことは聞かれないわけですね。

そこで、松戸市では新型コロナウイルス対策として、重症化が心配される65歳以上の高齢者と高齢者施設の従事者に、個人負担は5,000円ほどあるわけですが、それに5,000円を限度に抗原検査費用を補助する方針だと聞きました。抗原検査は、ウイルスに特有のたんぱく質の有無を調べるものですが、これにより、現在感染しているかどうか分かります。PCR検査と同様に、6月から確定診断として使え、7月17日からは無症状者であっても分析器を使った抗原検査であればこれも確定診断にできます。唾液を使ってもできるので、熟練した技師を必要とせず、検査担当者とはほとんど接触しないのでできるのもよい点です。この抗原検査も複数回行えば確度も70から90%くらいまで高まるそうです。

今、成田空港でも唾液による抗原検査を実施しているとのこと。抗原検査は確かにPCR検査と比べると精度はやや落ちるわけですが、検査時間が約30分と断然短く、費用が安価で済むといえます。PCR検査が1人3万円ぐらいかかるところが、1万円で済むということです。

松戸市は、3万人の予定で2億350万円だそうですから、神崎町では町の人口の半分の3,000人と計算しても、2,035万円です。神崎町でも実施してもらえないのでしょうか。

○議長（石橋 伸一君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） ただ今のご質問にお答えいたします。

今お話のありましたとおり、松戸市では市内の65歳以上の方、そして高齢者の入所する市内の施設に働く方を対象に抗原検査を行った場合、その費用の一部、お話ありましたとおり5,000円を補助するような制度を始めております。

発熱と症状がある場合は、保健所等でもPCR検査等を実施できるわけですが、基本的に感染症の自覚症状、そういったものがない方が対象となるため、費用は保険適用外ということで、自己負担が医療機関によってまちまちですが、大体1万1,000円から1万6,000円程度かかるということです。ですので、そのうちの5,000円を市のほうで補助する制度というようなふうに伺っております。

松戸市では、8月17日から実施しており、先週末の時点でこの制度を使って申請された方が50件程度と伺っております。まだまだ始まったばかりで、周知のほうもなかなか徹底されていないのかなと思います。若干、私が思っていたよりも少ない件数だなと感じております。

感染症対策としては、広域的な検査を実施して行ったほうがより効果的と思われる。全く効果がないとは考えておりませんが、県内で一番小さい本町で行った場合、お年寄りの方を含めて、香取市や成田市、そういったところに仕事や買い物、学校等が出ていく方が多いような中で、本町だけが実施しても、その検査の後にすぐまた感染するような可能性も十分考えられます。こういった検査は、できるだけ多くの広域で実施することによって効果が現れるのかなとも考えております。単独で実施するのはまだまだ少し松戸市の状況、そして近隣の市町村の状況を見極めた上で判断していくべきかなと考えてございます。

○議長（石橋 伸一君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） 周りの様子をもう少し見たいということですが、重症になりやすい高齢者の無症状者の中からは早く発見して重症化を防ぐということも、これを重点的に行うことも大変大事だと思います。そのほかに、高齢者は不安感から家に引きこもる人も多いと思います。認知症や鬱病を引き起こしてもいけないので、この抗原検査で陰性の証明書を手に、外に出やすくすることも大事かと思っております。

今、老人会等の行事はことごとく中止になってはいますが、陰性の証明があれば、密にならないように気をつけながらグラウンドゴルフの大会をすとか、あるいはお弁当持参でハイキングに出かけるぐらいはできるようになるのではないのでしょうか。お年寄りが引きこもりにならないということも大事だと思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（石橋 伸一君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） ご質問にお答えいたします。

皆さんご案内のとおり、感染者の年代別割合を見ますと、今現在やはり若年層、若い20代、30代、そして40代、50代の方が大変大きな割合を占めております。また、症状が出ないような方につきましても若い方が多いというようなことで、お年寄りについては比較的、症状が出やすいのかなと考えております。症状が出た方につきましては、保健所等に相談していただいて、より正確なPCR検査をやっていただくことによって、感染の更なる拡充ですか、広がりを防ぐ効果が期待できると思っております。

確かに検査することによって証明書を持って各種イベント、参加していただくとい

うのも1つの案なのかもしれませんが、一度検査を受けたから、その後、引き続き感染していないかという、必ずしもそうは言い切れないと考えております。昨日検査を受けて、その3日後に感染する可能性も十分に考えられます。そういったこともございますので、一度検査を受けただけでその後の行動がある程度拘束されないというような考え方は、感染予防の観点からどうなのかなと考えております。

○議長（石橋 伸一君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） 無症状のうちに高齢者の中から発見することも大事だと思いますが、その点についてはいかがですか。

○議長（石橋 伸一君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） 確かに無症状のうちに感染確認するのも有効な手段かと思えます。そういった面で、実施できれば大変いいのかもしれませんが、町内には医療機関として神崎クリニック、そして四季の丘クリニック、ございますけど、そういったところで検査のほうを実施できるかという、必ずしもそういった機材が揃っているわけでもございません。そういった状況の中で、町単独で実施するというのはなかなか難しい部分が今の段階ではあるのかなと考えております。

○議長（石橋 伸一君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） それでは、できるようになれば検討するということで、全く無駄ではないと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

では、次は避難所におけるコロナ対策はどうなっているかということで、昨年の台風・豪雨の被害は記憶に新しいところですが、自然災害はこれからは毎年予想した対策が必要になると思っております。

新型コロナウイルスが継続しているか、あるいは次の波ももう既に来てしまっていますね。自然災害との同時発生時に、誰がコロナに感染しているか分からない状況も考えると、避難民受入れはどのように対応するのでしょうか。密を避けるるとすると、昨年発表された6か所で足りるのでしょうか。

○議長（石橋 伸一君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） 最初に、衛生面での避難所の対応についてお答えさせていただきます。

先ほども質問ございましたが、避難所の受付時に検温をさせていただきまして、体調等をチェックシートを使いまして記入、実施するような形で考えております。異常がある方につきましては、一般の方と動線が重ならないように待機する部屋を設け、そちらのほうに移動していただくというようなことで考えております。

プラザにおきましても、先ほど石井主幹から話がありましたとおり、現況の部屋をどういった方に使っていただくかを割り振って、避難者の受入れを努めていきたいと考えております。

更に、手指消毒やマスクの着用の徹底を図りまして、県のガイドラインに従いまして、避難所のスペースの確保、そして健康管理体制の構築を図ってまいりたいと考えております。

○議長（石橋 伸一君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） 個々の避難所でコロナ対策を取るのはとても大事だと思いますけれども、避難所の数自体、今の6か所で足りるのですかと聞いたんです。今後、増やす予定はないのでしょうか。

○議長（石橋 伸一君） 久保木総務課長。

○総務課長（久保木 豊吉君） 鈴木議員のご質問にお答えします。

皆さんにお配りしておりますハザードマップ等に避難所の場所等、載せてあるわけなんですけれども、その避難所の想定人数、こちらのほうは先ほど保健福祉課長が説明しましたように、ソーシャルディスタンス、そういった間隔を取って感染を防ぐというような見地からすると、収容人数は半減していくというような状況でございます。

ただし、この避難所だけの収容じゃなくて、他市町村もそうでございますけれども、車の中での避難であったり、それから避難所だけが避難場所ではないということで、安全な場所に避難していただくということも1つ広報していきたいと考えております。

以上です。

○議長（石橋 伸一君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） それでは、避難所はこれ以上、増やすつもりはないということでしょうか。

避難所は学校の体育館とか何かが使われることが多いんですが、体育館のように天井が高い大きな空間では空気の入替えが大変になりますが、これには置換換気という方法が有効だと考えられています。ビニールダクトと排気ファンを組み合わせる方法で、避難所の出入口から新鮮な外気を取り込み、一定の間隔で空けた小さな穴からその外気を室内に送り込みます。つまり個々に仕切られた区間の中に、それぞれ別々に入れるわけですね。それで、吹出し口に角度をつけて、各ブース内に空気を送り込む方法がよいのではという研究もされています。この方法を今後、考えていくつもりはおありでしょうか。

○議長（石橋 伸一君） 久保木総務課長。

○総務課長（久保木 豊吉君） ご質問に答えします。

避難所の換気については、もともと空調等のある施設についてはそれを利用したい。また、体育館等の空調施設がない避難所につきましては、今年コロナ対策関係で、冷風機であるとかそういった空気を循環させるような機器の購入等も行っております。当面そういったもので対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（石橋 伸一君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） 何か大きな送風機でば一っと風を送るというのもあれですけども、やっぱり今後は段ボール板で間仕切りを作って、小さな空間をつくるわけですね。そういう形の避難所になると思うんですけども、そうなると一遍にば一っとというわけにいかない場合も出てくると思います。その場合に、やはりそうやって一つ一つのブースの中に外気を送り込む方法、今後考えていく必要があるんじゃないでしょうか。いかがでしょう。

○議長（石橋 伸一君） 久保木総務課長。

○総務課長（久保木 豊吉君） 換気について、よりよい方法があればまた模索していきたいと思いますが、今のところ先ほどご回答したような形で今年は進めていきたいと考えております。

○議長（石橋 伸一君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） やはり日々、技術は進歩していますので、やはりよりよい方法を探って、町も取り入れていくようにしてほしいと思います。

次に、災害救助法が適用されるかどうかにかかわらず、臨時交付金も活用して準備を進めるよう国は自治体に求めています。神崎町ではどのように活用するつもりでしょうか。

○議長（石橋 伸一君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） 保育所、学童保育施設についての対策でよろしいんですね。（「いや、保育所のほかにもあると思いますけれども。保育所だけですか」と呼ぶ者あり）まずは保育所のほうにつきまして、私のほうからお答えさせていただきます。

国の補助事業として活用しまして、神崎・米沢の保育所のほうに空気清浄機各4台、そしてオゾン脱臭機各1台、これの購入を今進めているところです。その他、手指消毒用のアルコールの購入も実施する予定でございます。神崎、米沢両保育所合わせて

100万円ほど今回の補正のほうに計上させていただいております。

○議長（石橋 伸一君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） じゃあ、保育所のことが出たので、そちらの質問をさせていただきます。

保育所、学童保育などへの財政支援の活用はそこから考えているのかどうかということで、学校の臨時休校中においても、保育所や学童保育は原則開所を求められる一方、国の慰労金の対象からは外されました。児童福祉施設等における新型コロナウイルス感染拡大対策に係る支援において、対象施設に保育所や学童保育も含まれているわけですが、かかり増し経費等は町は手当でしたのでしょうか。通常業務以外の感染予防の業務の実施に伴う手当や、細かいところでは、手荒れ防止用のハンドクリームとかゴーグル、ウェットタオルなども入るそうですけれども、かかり増し諸経費など、町は手当でしたのでしょうか。

○議長（石橋 伸一君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） ただ今のご質問にお答えいたします。

鈴木議員おっしゃっているのは、病院の医師や看護師さんに対する国からの助成金のことだと思うんですけど、現状で保育所あるいは学童保育の職員に対する国からのそういった支援はございません。ですので、町単独でそういった上乘せ補正するようなことも現状では考えてございません。

○議長（石橋 伸一君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） それは財政支援に充てるように国からお金は来ていないんですか。

○議長（石橋 伸一君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） そういった資料、具体的にまだ確認できておりません。

○議長（石橋 伸一君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） それではしょうがないんですけども、やっぱり保育所、学童保育などは学校が休業中のときにあそこは開けておいてもらわなければ非常に困っちゃうわけですね。ですからそこで頑張ってきた人たちに国が慰労金を出さなかったとしたら、町から手当ですとか、あるいはそのほか国の交付金を活用して諸経費などを町が手当ですということのをこれからも考えてもいいんじゃないかと思います。

では次です。コロナ禍による税減免制度の実情は把握してあるかということで、国税、介護保険料、後期高齢者医療保険料において、コロナによる収入減による減免の対象者はどのくらいに上るか見込んであるのでしょうか。

○議長（石橋 伸一君） 浅野町民課長。

○町民課長（浅野 憲治君） 鈴木議員のご質問にお答えいたします。一部、高柳議員の答弁とかぶるところがあるんですけども、ご容赦いただきたいと思います。

本町が実施しております新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した納税者に対する税の減免制度ですが、今言われたとおり国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療の保険料の減免があります。当然、申請に基づくものですので、現状、町に相談があり、申請が上がったものは把握しておりますが、それ以外の収入減については、相談がない限りはこちらでは把握するすべがありませんので、把握しておりません。

そんな中で、相談を受けたのが、先ほどもお答えしましたけども、一定程度、3割以上収入が下がった方が対象になるんですけども、8月末の実績としては、申請で7件、決定で5件。減免の対象税額は89万2,200円。減免額は75万7,800円。変更後の税額で13万4,400円となっております。

併せて、減免以外の制度であります。徴収の猶予というのが、先ほども説明しましたが、ございます。納税者が新型コロナウイルスの感染症の影響によりまして相当な収入の減少、2割以上、その他にも条件があるんですけども、下がった方は総務省令で定める事実またそれに類する事実があったと認められた場合には、時限的ではありますが、猶予の対象とすることになります。1年間の期限ではありますが、その間、納税の猶予が認められるということでもあります。

8月末の実績といたしましては、申請が5件、決定が5件。猶予の金額ですが、39万8,000円を猶予しております。先ほど1年と申し上げました。年度を跨ぎますので、令和3年度に繰越しが見込まれるのは19万6,000円ということです。

猶予の税目、今回上がってきたものは、住民税、それと固定資産税になっております。申請決定があった5件の方につきましては、1年間を限度として猶予しております。

以上です。

○議長（石橋 伸一君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） 申請は7件というのはちょっと少ないんじゃないかと思うんですけども、これは申請しやすいように、来年の税金申告で収入が見込みと違っていても取消しや返還は求めないとの参議院厚生労働部会での答弁があります。このことも住民にはしっかり伝えてあるんでしょうか。

○議長（石橋 伸一君） 浅野町民課長。

○町民課長（浅野 憲治君） お答えいたします。

町のホームページであるとか町広報、そちらでもお知らせしておりますので、更に申請、相談があった方については当然、必要書類を付けていただいて、実際これくらい減っていますという証拠書類を付けて出していただいておりますので、現状はそれに基づいて全て決定しております。

来年、確定申告で異動があったとしても、今決定しておりますので、それを遡って取り消すということは今現在、考えておりません。

以上です。

○議長（石橋 伸一君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） こちらでは考えていないといっても、町民のほうはそれをしっかり踏まえているのでしょうか。もしかするとちょっと違ったことが書いてあったら直さなきゃいけないとか返さなきゃいけないとか、そういうふうな思いがあると、なかなか申請しづらいというところも出てくると思うんですけれども、多少間違いがあっても、そういうのがあっても後から返せなどとは言わないということをしかり伝えていただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（石橋 伸一君） 浅野町民課長。

○町民課長（浅野 憲治君） ちょっとこちらではそういったふうな感覚を持っているという認識がなかったので、そういった説明というのはあえてしていないんですが、当然、今受けた申請の方以外にも、今現在、滞納があって納税が困難な方も当然おります。毎月アポイントを取って、そういった方は相談を受けていますので、その段階でもしこのコロナ関連で困っていることがあれば相談を受け付けていますので、対象となられる見込みの方については、こちらではある程度は周知のほうは行っているかなと思っております。通常、毎日、窓口を開いておりますので、いつでも来てくださいということでPRのほうは行っております。

以上です。

○議長（石橋 伸一君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） そのようにしっかり住民の声を拾い上げていただきたいと思っております。

では、2番目の国保税のことですけれども、国保の広域化で町民の家計は助かったのかどうかということで、国民の4人に1人が加入している国保ですが、1人当たりの国保税は1991年度の6.5万円から2016年度の9.4万円と、25年間に1.4倍に増え、中小企業の労働者が加入する協会けんぽの1.3倍となっています。今はきっともっと増え

ていることでしょう。この間、国保世帯の平均所得は276万5,000円から138万8,000円まで減っているのですから、昔より苦しくなっています。それゆえ、国保の滞納世帯は300万世帯近くになっています。

国保は現在、非正規雇用や年金生活者が8割近くを占めて危機的状況です。それに対しては、公費負担を増やす以外にはないと言ってきましたが、国保の広域化に伴い、町は一般会計からの繰入れをやめました。町の国保財政は安定したと言いますが、町のほうはいいのでしょうか、町民の家計もそれにより助かったのでしょうか。

○議長（石橋 伸一君） 浅野町民課長。

○町民課長（浅野 憲治君） 質問にお答えいたします。

国保以外の保険制度におかれましても同じだと思うんですが、当然、加入者の方が負担するものと、あと公費による負担があると思います。その公費による負担というのは当然、国が定めたものでありますので、こちらとしては変えられるものではないんですが、当然、加入者が支えるという形になりますので、計算上、医療費が増えれば公費も増えますが、加入者の負担も増えざるを得ないというのは、制度上これはいたし方ないのかなとは持っております。

当然、町としても、住民の方の国保税が増えるのはあまりよろしくないとは思っておりますが、ただ制度上、加入者で支えているという形式を取っておりますので、負担せざるを得ないところはございます。

広域化で財政基盤は安定したのかということではありますが、以前の国保ですと町単独で行っておりましたので、1人が大病すると、小さい町の財政基盤が軟弱な神崎町としては急に医療費が不足するような、支払いが不足するような事態も過去にありました。ただ、今現在は広域化でそういったこともなく、基盤は安定しておりますので、広域化のメリットは十分受けているのかなと思っております。

以上です。

○議長（石橋 伸一君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） 広域化で町の国保財政は安定したというわけですね。その分、町民のほうの家計には還元は全然しないのでしょうか。

○議長（石橋 伸一君） 浅野町民課長。

○町民課長（浅野 憲治君） お答えします。

広域化で運営自体は確かに県に移ったんですが、国保税の算定自体は各市町村でまだ行っています。ですので、広域化によっていきなり国保税が下がるとか急に上がったとかいうのは今現在ありません。国保税については従前のおり神崎町の中で全て

税率を決めて賦課しておりますので、以前と計算方法は変更はありません。

以上です。

○議長（石橋 伸一君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） 町の財政が安定化したということであれば、もう少し個々の町民の大変なところも分かってあげてもいいんじゃないかなと思います。特に今年はコロナ禍で、例年に比べても家計が疲弊しているわけですね。

神崎町は昨年、資産割を廃止しました。それはいいことですが、それでも全世帯に一律にかかる平等割と比べて大きな負担になっているのが均等割です。家族一人一人にかかるので、家族の人数が多いほど大きく、子育て支援にも逆行する仕組みです。町でも1人2万6,000円、4人家族なら10万4,000円にもなってしまいます。

これについては、全国知事会も国に対して子どもの均等割の権限を検討するよう要求していますし、東京都議会でも意見書を採択しています。更にもう一步踏み出して、実際に軽減している自治体も出てきています。これまでは、同様の質問をしても、これは国が責任を持ってやることだと町は動いてくれませんでした。今年も新型コロナウイルスの感染拡大による緊急事態宣言により、お店や会社の自粛などによりお給料や収入が減ってしまって大変な状況になっている人もいないかと思いません。今、国民年金保険料については、新型コロナウイルス感染拡大の影響で収入が減ってしまった人を対象に、免除になっています。それならば、国保税についても今後1年間だけでも子どもの国保税の均等割の軽減を考えてもいいのではないのでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（石橋 伸一君） 浅野町民課長。

○町民課長（浅野 憲治君） お答えいたします。

先ほど来、言っておりますが、国民健康保険の制度としては、計算自体は県が試算する標準の保険料というのがあるんですが、そちらを参考にしながら、町の医療費の動向であるとか所得の状況、そういったものを見据えて、数年先を見据えて適切な税率を決定しております。

確かに近年、1人当たりの医療費が増加傾向にありまして、被保険者数の減少により、医療費総額としては減少傾向にはあります。ご質問いただきました子どもの均等割の軽減ですけれども、令和元年度の厚生労働省のワーキング部会でも検討されておりますので、そちらの動向を注視していきたいとは思っております。

また、医療費や経済状況等、様々なデータを基に、神崎町国民健康保険事業の運営に関する協議会、こちらでも議題として、子どもの均等割だけではなくて全ての均等

割と平等割、こちらの引下げに向けた検討をいたしております。

以上です。

○議長（石橋 伸一君） 5番 鈴木議員、質問が30分までですので、残り4分です。

○5番（鈴木 節子君） はい。終わりです、もうそろそろ。

子どもが増えてほしいという願いに、国保の子どもの均等割の軽減はそれに沿った施策であると思います。子育て支援に手厚い町として神崎町が進むべき道だと思えます。今後もよろしくご検討いただきたいと思います。

それでは、これで質問を終わります。

○議長（石橋 伸一君） 以上で、5番 鈴木節子議員の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（石橋 伸一君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りいたします。本日の会議はこれまでにとどめ、散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（石橋 伸一君） 異議なしと認めます。本日はこれにて散会といたします。

なお、次回は明日18日午後1時30分から会議を再開します。ご苦労様でした。

（午後3時27分）